

外ヶ浜町 こども計画

2026（令和8）年3月

青森県 外ヶ浜町

はじめに

町の将来を担う子どもたちは、私たちの地域の宝であり、その健やかな成長は町民すべての願いです。

しかしながら、全国的に少子高齢化が進行する中、本町においても子どもたちの数は年々減少しており、地域の活力低下や家庭・地域における子育て機能の変化が大きな課題となっています。

こうした中、国においては「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが権利を保障され、誰一人取り残されない「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが加速しています。

本町におきましても、これまでの取り組みをさらに一歩進め、令和8年度から令和12年度までを期間とする「外ヶ浜町こども計画」を策定いたしました。

本計画では、外ヶ浜町第三期こども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「健やかに暮らせるふれあいのまちづくり」を基本理念に掲げています。

新たに設置した「こども家庭センター」を核としたワンストップの相談支援体制の充実や、子育ての経済的負担軽減策の更なる実現など、全てのこどもや若者、子育て当事者のみなさまに対し、切れ目ない支援を強化してまいります。

外ヶ浜町には、世界文化遺産である「大平山元遺跡」をはじめ、豊かな自然と歴史、そして温かな地域コミュニティがあります。子どもたちがこの町を愛し、誇りを持って成長できるよう、行政・学校・家庭、そして地域の皆様が手を取り合い、社会全体でこどもを支える環境を整えていくことが不可欠です。

あらゆる人が希望を持てる持続可能なまちづくりを推進し、子どもたちが笑顔で自分らしく暮らせる未来を築いてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた委員の皆様、アンケートにご協力いただいた町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年3月



外ヶ浜町長 山崎 結子

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 計画の位置づけ・他計画との関係.....	4
3 本計画の対象.....	5
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状	9
1 統計データにおける現状.....	9
(1) 人口の状況.....	9
(2) 婚姻、出生等の状況.....	11
(3) 子育て世帯の状況.....	12
2 アンケート調査結果の概要.....	13
(1) アンケート調査の概要.....	13
(2) 保護者に関するアンケート概要（抜粋）.....	14
(3) 施設利用（認定こども園）に関するアンケート結果（抜粋）.....	31
(4) 小学生・中学生に関するアンケート結果（抜粋）.....	37
(5) こども・若者に関するアンケート結果（抜粋）.....	48
3 こども・若者の意見聴取.....	59
(1) 開催目的.....	59
(2) 開催日時・参加者・トークテーマ.....	59
(3) 主な提案内容・フリートークでの意見.....	59
4 アンケート調査、こども・若者の意見聴取から見た課題.....	61
(1) 経済的不安と仕事と子育ての両立.....	61
(2) こども・若者の「居場所」と「遊び場」の不足.....	61
(3) 医療提供体制、生活利用施設の不足.....	62
(4) 困難な状況にある全てのこども・若者・保護者への支援.....	62
第3章 計画の基本的な考え方	65
1 計画の基本理念等.....	65
2 施策の基本目標.....	66
3 施策の体系図.....	67
第4章 推進施策の展開	71

基本目標Ⅰ	子育て家庭が夢や希望をもって子育てができるまちづくり.....	71
推進施策1	地域における子育て支援サービス・保育サービスの充実.....	71
推進施策2	子育て家庭等の経済的負担の軽減.....	73
推進施策3	仕事と子育ての両立の推進.....	74
推進施策4	安心して相談できる体制の整備.....	75
基本目標Ⅱ	こどもが一貫して健やかな成長を遂げることができるまちづくり....	76
推進施策1	児童の健全育成.....	76
推進施策2	こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備.....	78
推進施策3	家庭や地域の教育力の向上.....	79
推進施策4	安全・安心なまちづくりの推進等.....	80
基本目標Ⅲ	若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができるまちづくり....	82
推進施策1	若者の経済的基盤の安定のための支援.....	82
推進施策2	結婚・妊娠を希望する若者への支援.....	83
基本目標Ⅳ	こども・若者、子育て家庭を支えるふれあいのまちづくり.....	84
推進施策1	こどもの貧困対策の推進.....	84
推進施策2	ひとり親家庭への支援.....	85
推進施策3	児童虐待防止及びヤングケアラー対策の充実.....	86
推進施策4	障害児施策の実施.....	87
推進施策5	安心して相談できる体制の整備（再掲）.....	88
第5章	子ども・子育て支援事業の展開.....	91
1	教育・保育事業等の提供区域.....	91
2	教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	92
	（1）推計の手順.....	92
	（2）子ども人口の推計.....	93
	（3）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	94
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	95
	（1）施設型事業.....	95
	（2）地域型保育事業.....	97
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	99
	（1）相談支援事業.....	99
	（2）訪問系事業.....	101
	（3）通所系事業.....	103
	（4）その他事業.....	108
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	113

(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨.....	113
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	115
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	115
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	115
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	115
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	115
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	116
第6章 計画の推進体制.....	119
1 計画の推進体制.....	119
2 計画の公表及び周知.....	119
3 計画の評価と進行管理.....	119
資 料 編.....	123
1 外ヶ浜町子ども・子育て会議.....	123
(1) 設置条例.....	123
(2) 委員名簿.....	124



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成27年では1.45、令和6年では1.15と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境は著しく変化しており、変化に対応するための子育て環境の整備が求められています。

このように、子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなる中で、常に子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策をわが国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、子ども家庭庁の創設とともに、「子ども基本法」が制定されました。

「子ども基本法」は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会『こどもまんなか社会』の実現を目指すものです。

この「子ども基本法」の規定に基づき、政府として子ども施策を総合的に推進するため、「子ども大綱」が令和5年（2023年）12月22日に閣議決定されました。「子ども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（改正「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）に基づく3つの子どもに関する大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

また、同年には「こども未来戦略」も閣議決定され、次元の異なる少子化対策に向けた具体的な取り組み（加速化プラン）が示されました。さらに、令和6年4月には、子育て家庭への包括的な支援体制強化を図るための改正児童福祉法が施行されています。

「子ども基本法」では、市町村は、同法の基本理念にのっとり、ライフステージに応じた子ども施策を策定し、実施する責務を有し、「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものと定められています。

外ヶ浜町（以下「本町」という。）では、これまで子ども・子育て支援法に基づき、平成27年（2015年）3月に「第1期外ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年（2020年）3月には「第2期外ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を、令和7年（2025年）3月には「第3期外ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備や子育て支援の充実のため、各種取組を進めてきました。

このような中で、既存の「第3期外ヶ浜町子ども・子育て支援事業計画」等の内容を包含し、子どもに対する施策を切れ目のない支援を行うために、「外ヶ浜町子ども計画」（以下、「本計画」）を策定いたします。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられます。

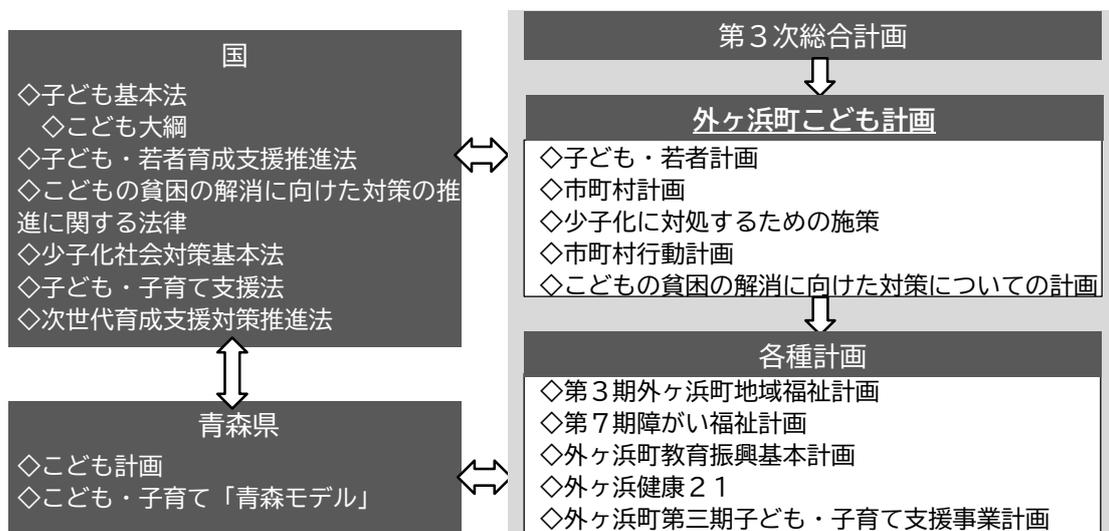
本計画の策定にあたっては、「こども大綱」及び「青森県こども計画」、さらには、令和6年（2024年）10月に青森県が公表した、2040年を目標に合計特殊出生率2以上を達成し、人口の純移動率の向上（転入超過）を目指す『こども・子育て「青森モデル」』を勘案しています。

また、本町におけるまちづくりの最上位計画である「外ヶ浜町総合計画」及び関連する各分野別の個別計画等との整合を図りながら、策定します。

また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」、少子化社会対策基本法第4条に定める「少子化に対処するための施策」の内容を含むとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体のものとして策定し、また従前策定していた本町におけるこども施策も勘案することで、本町におけるこども施策に関する総合的な計画として位置づけます。

また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけます。

さらに、放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての内容も包含するものです。



3 本計画の対象

本計画の対象となる「こども」（広義）とは、子ども・若者育成支援推進法に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」で定義された用法による以下の「こども」（狭義）及び「若者」であって、心身の発達の過程にある者をいい、具体的には下記を対象とします。

こども（狭義）：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年齢）、思春期（中学生年齢からおおむね18歳まで）の者

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満。施策によっては40歳未満のポスト青年期まで）の者

4 計画期間

本計画は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とし、2025（令和7）年度に策定しました。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定体制としては、子ども・子育て関係の代表者などの委員で構成される「外ヶ浜町子ども・子育て会議」を設置し開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援やこども・若者のニーズの把握のため、2025（令和7）年7月に子育て中の保護者、及び小学生・中学生・若者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。さらに、本町内の小学生・中学生を対象とした『町長との放課後トーク』を行い、小中学生のニーズ把握を行いました。これらの調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向、こども・若者の意見等は、本計画における施策の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見を精査しながら会議で協議・考察した上で、計画書への反映に努めました。



こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状

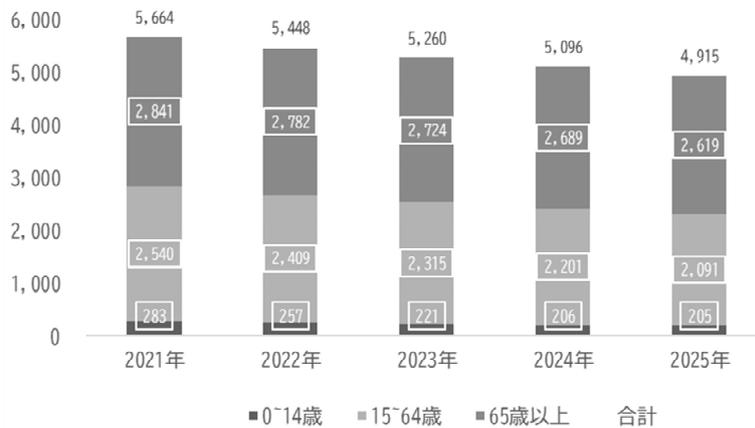
1 統計データにおける現状

(1) 人口の状況

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、総人口、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のすべてにおいて、基本的にいずれも年々減少しています。

■ 3階級別人口の推移

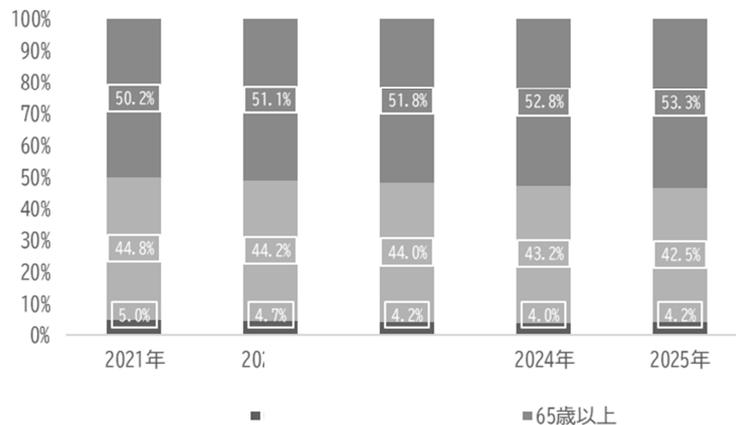


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

② 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向、老年人口(65歳以上)の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

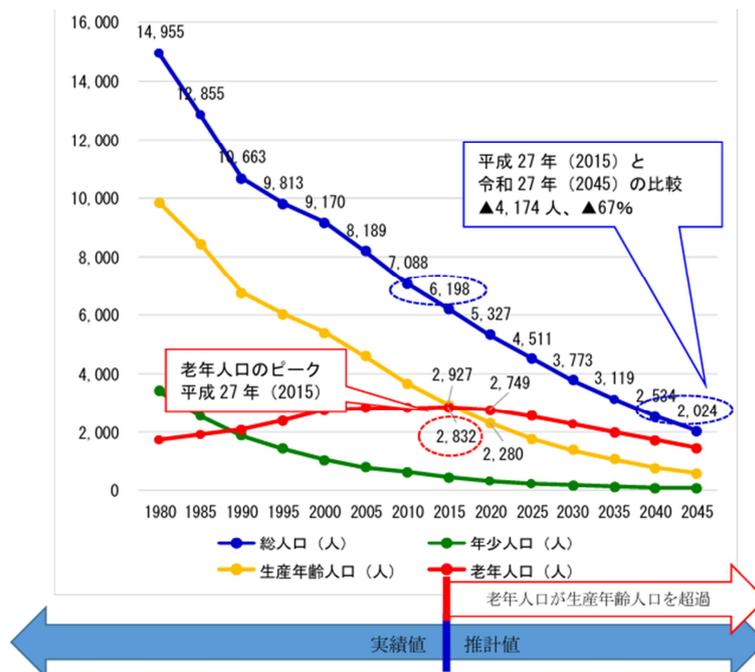
■ 3階級別人口構成比



③ 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、当町の人口は、年々減少し、令和27（2045）年に2,024人まで減少するとされており、平成27（2015）年からの人口減少率は67%となっています。今後、更に人口の減少が加速していくことが考えられます。

■ 人口推移と将来推計

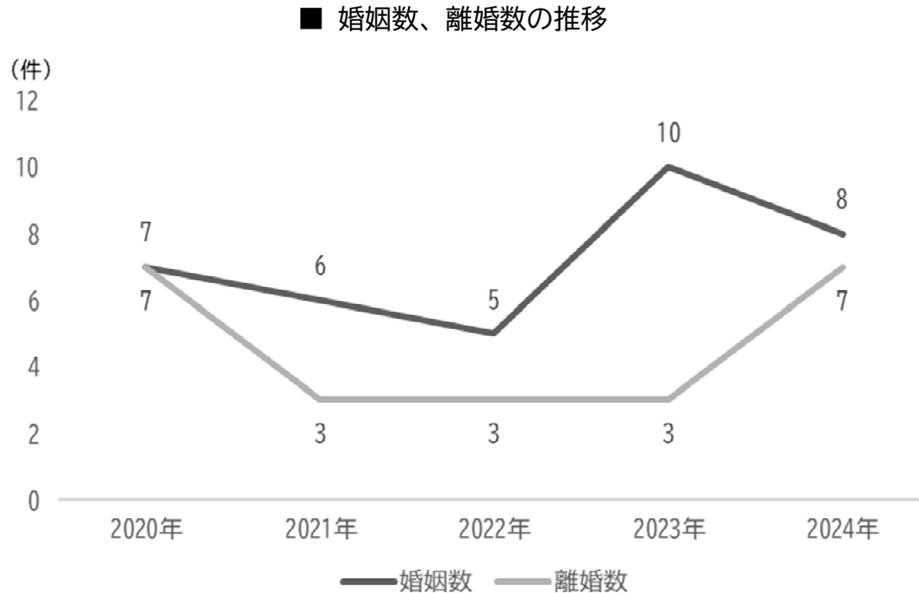


出典：第2期外ヶ浜町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」より

(2) 婚姻、出生等の状況

① 婚姻、離婚の状況

本町の婚姻数、離婚数はいずれもおおよそ横ばいですが、直近については婚姻数、離婚数がいずれも増加傾向にあります。

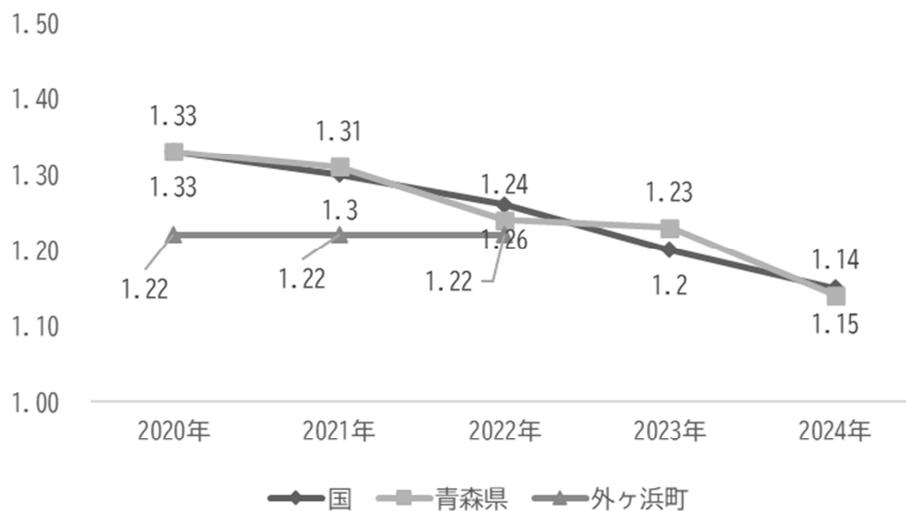


資料：青森県保健統計年報

② 合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率は、国及び青森県と同水準となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



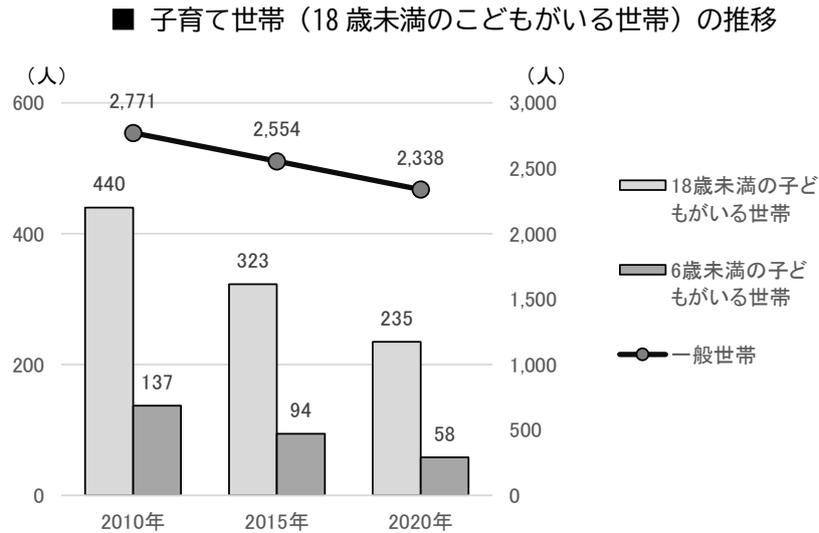
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

※2023年以降については町の数値は公表されていません。

(3) 子育て世帯の状況

① 子育て世帯の推移

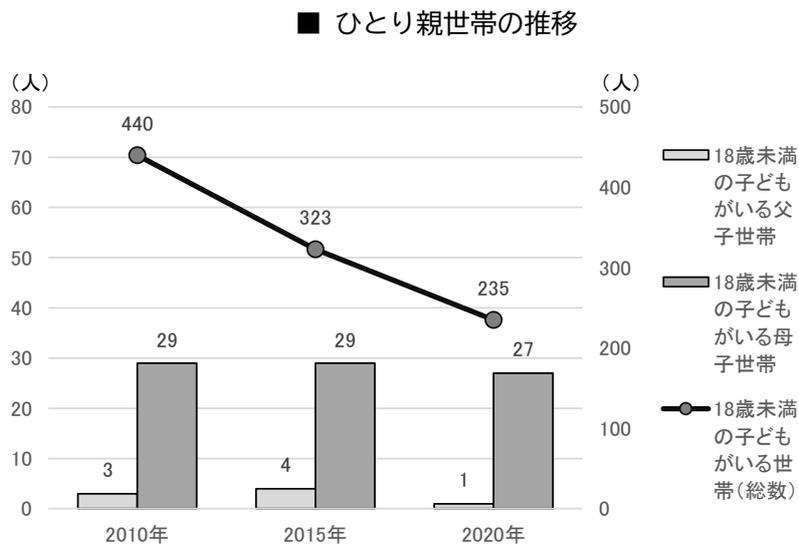
2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯はいずれも減少しています。



資料：国勢調査

② ひとり親子育て世帯の推移

18歳未満のこどもがいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、18歳未満のこどもがいる父子世帯・母子世帯ともに横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査

2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「外ヶ浜町こども計画」を策定するにあたり、市民ニーズを把握・分析し、本計画に反映させるため、以下の調査を実施しました。また、「外ヶ浜町第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定において収集したアンケート（以下、2023年）と類似、ないしは同一の項目については、比較分析を行い、より市民の状況が明確となるよう整理を行いました。

② 調査対象者・配布・回収件数

調査種別	対象者	配布件数	回収件数	回収率
・保護者調査 ① こどもの生活状況に関するアンケート調査 ② 子育てに関するアンケート調査	小学校保護者	63	54	85.7%
	中学校保護者	56	54	96.4%
	未就学児保護者（未就学児、こども園）	37	31	83.8%
・施設意向調査 施設の利用に関するアンケート調査	風のまちこども園利用家庭	30	29	96.7%
・小学生・中学生調査 こどもの生活状況に関するアンケート調査	小学生（5年、6年生）	39	34	87.2%
	中学生	63	59	93.7%
・若者調査 こども・若者の意識に関するアンケート調査	こども・若者（15～39歳）	523	98	18.7%
合計	合計	811	359	44.3%

③ 調査方法

○小学生・中学生・各保護者・風のまちこども園利用家庭調査

小学校・中学校・風のまちこども園を通じて配布・回収

○こども・若者調査

郵送配布・WEBフォームにて回収

④ 調査期間

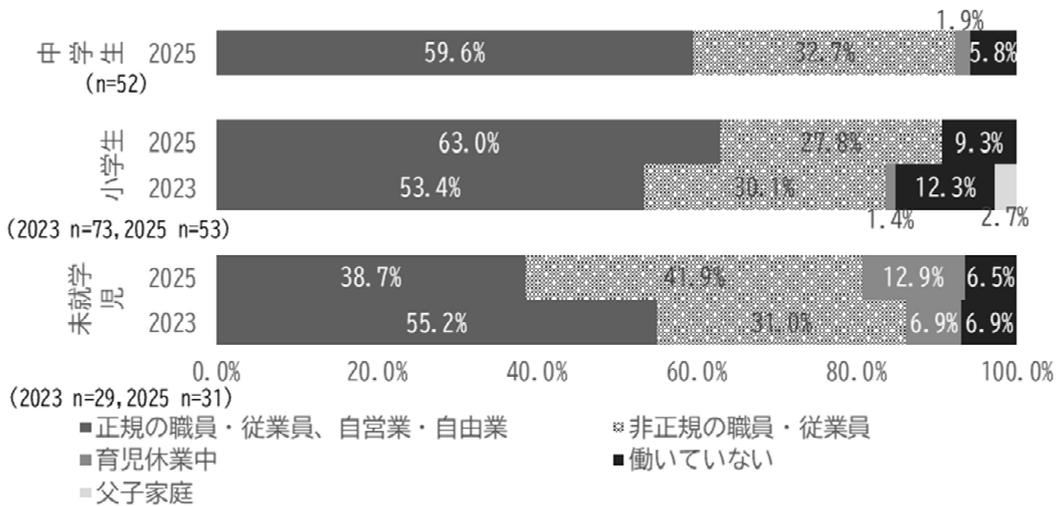
2025年7月～9月

(2) 保護者に関するアンケート概要（抜粋）

① 保護者の就労状況とワーク・ライフ・バランスについて

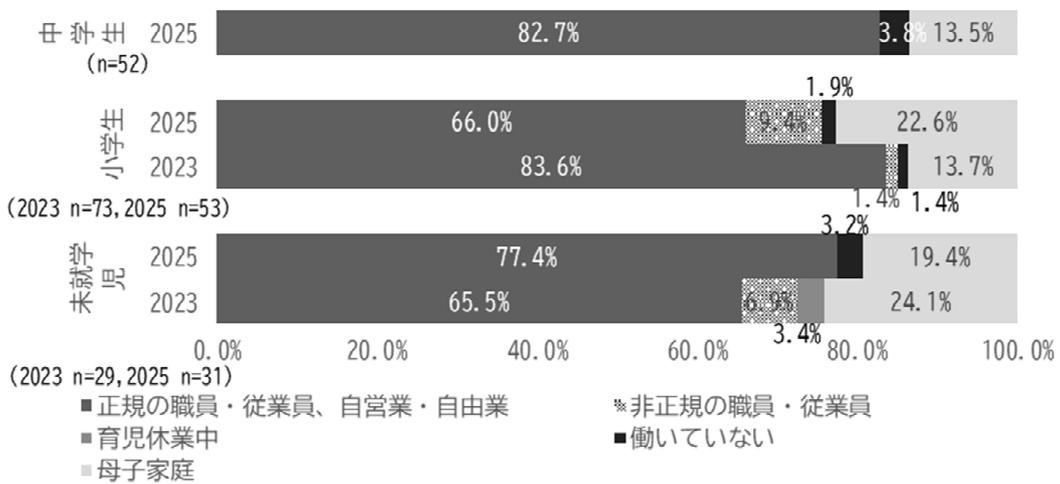
問 母親の就労状況について、教えてください。

- 未就学児については「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高いが、2023年に比べて減少しており、「非正規の職員・従業員」の割合が増加している。
- 小学生については「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高く、2023年に比べて増加しており、「非正規の職員・従業員」の割合が減少している。
- 中学生については、「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高く、次いで「非正規の職員・従業員」が高い。



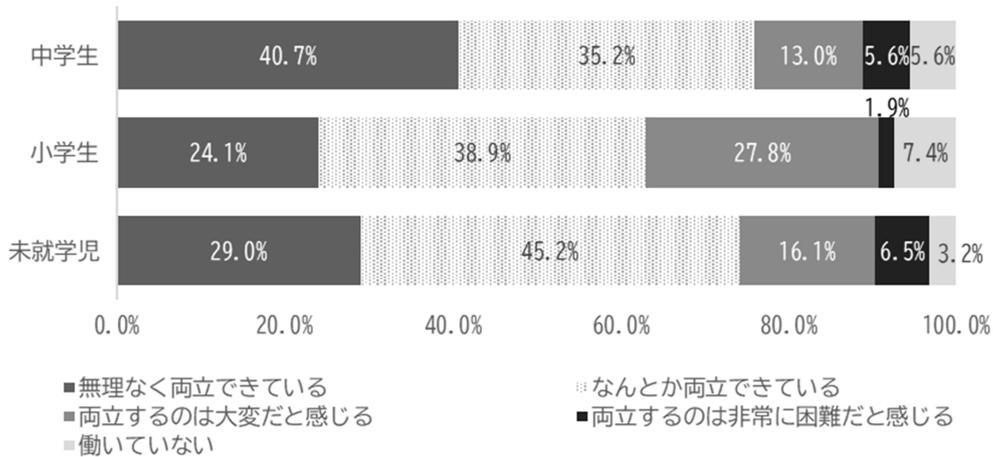
問 父親の就労状況について、教えてください。

- 未就学児については「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高く、2023年に比べて増加しており、「非正規の職員・従業員」の割合が減少している。
- 小学生については「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高いが、2023年に比べて減少しており、「母子家庭」の割合が増加している。
- 中学生については、「正規の職員・従業員（自由業・自営業含む）」が最も高く、次いで「母子家庭」が高い。
- 「働いていない」と回答した家庭は少ないが、割合としては2023年に比べて2025年の方が全てにおいて高くなっている。



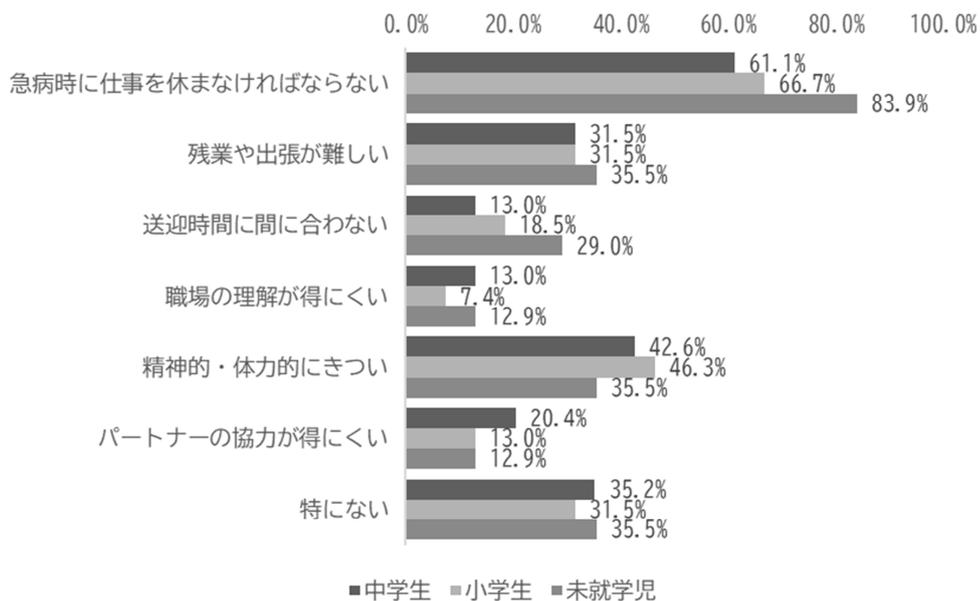
問 あなたは、現在のお仕事と子育ての両立について、どのように感じていますか。

- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても肯定的見解（「無理なく両立できている」、及び「なんとか両立できている」）が半数以上を占める一方、否定的見解（「両立するのは大変だと感じる」、及び「両立するのは非常に困難だと感じる」）も20～30%程度存在している。



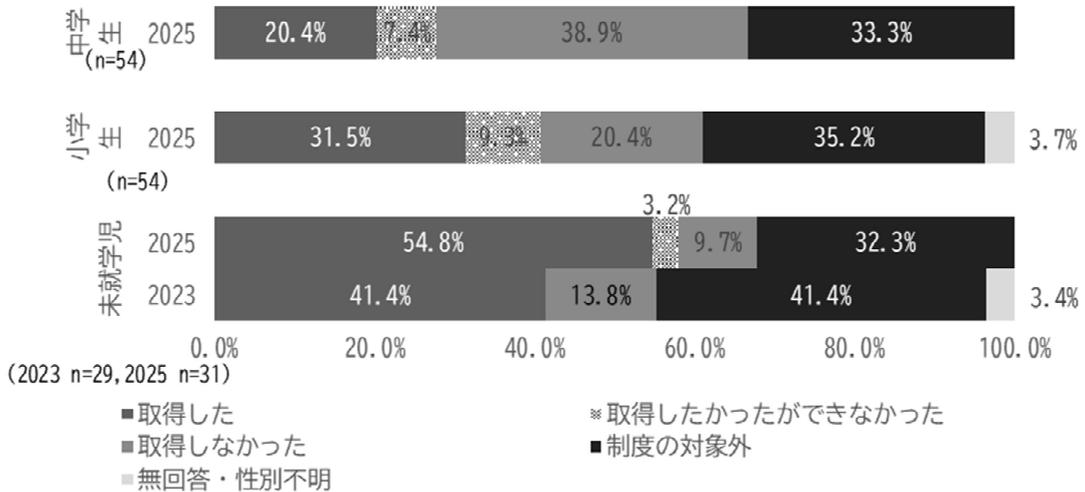
問 仕事と子育てを両立する上で、特に負担に感じることは何ですか。

- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても「急病時に仕事を休まなければならない」が最も高く過半数を超えており、次いで「精神的・体力的にきつい」が負担と感じる結果となった。
- 自由記述においては、「子供の習い事や発達支援の専門機関が町内に少なく、送迎や負担」、「保育園（19時まで）に比べ、学童の終了時間（18時）が早く、仕事帰りのお迎えが間に合わない」等の意見が複数あった。



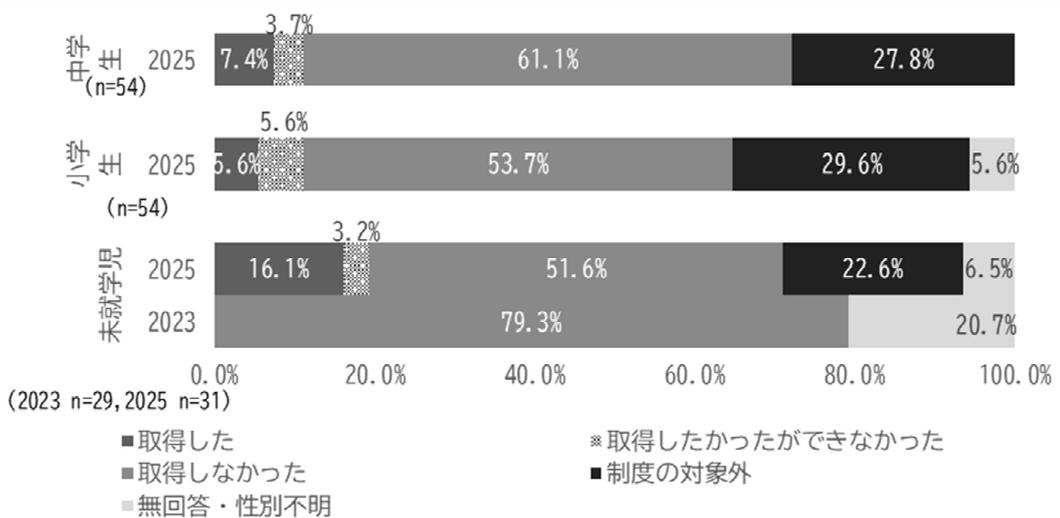
問 母親は、お子さんが生まれた際に育児休業を取得しましたか。

- こどもの年齢が低いほど、育児休業の取得率は高くなっている。
- 未就学児においては、2023年度に比べて育児休業の取得率は高くなっている。



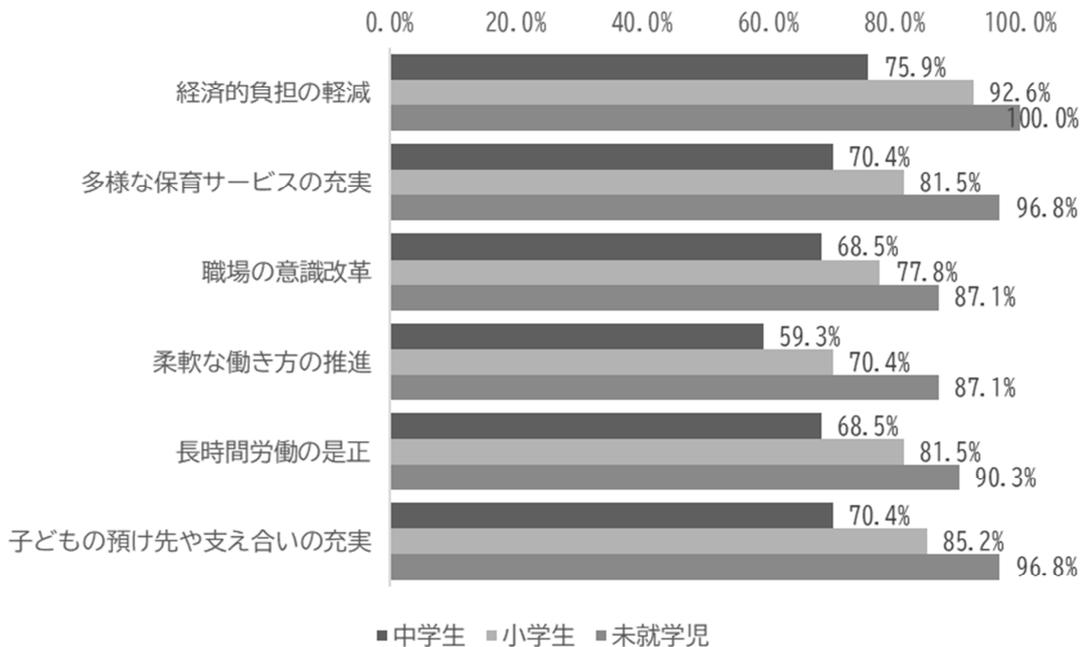
問 父親は、お子さんが生まれた際に育児休業を取得しましたか。

- 基本的にはこどもの年齢が低いほど、育児休業の取得率は高くなっている。
- 未就学児においては、2023年度に比べて育児休業の取得率は高くなっている。



問 仕事と子育てが両立しやすい社会にするために、どのような支援が重要だと思いますか。

- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても「経済的負担の軽減」が最も高く、次いで「子供の預け先や支え合いの充実」、「多様な保育サービスの充実」が高くなった。
- 自由記述においては、「蟹田地区に小児科がほしい」、「フレックスタイム制の導入（町職員含む）」について複数の意見があった。

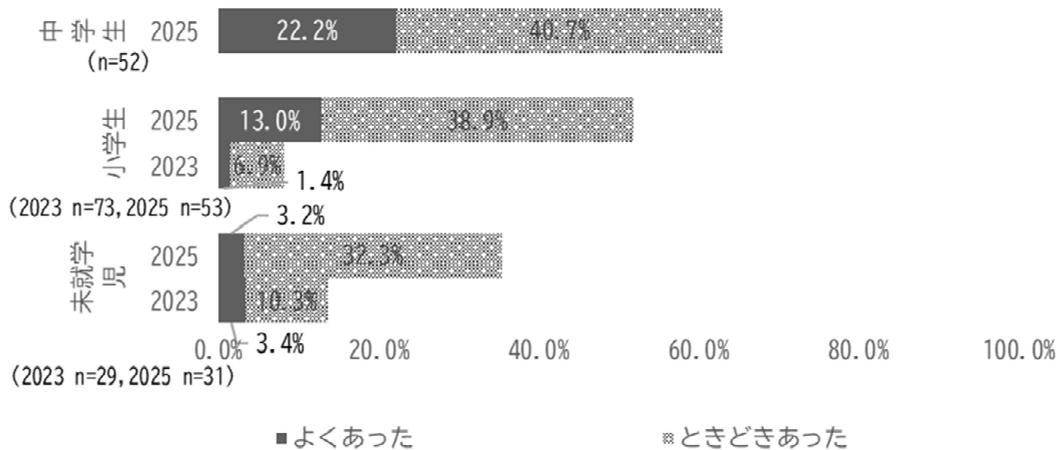


② 経済状況について

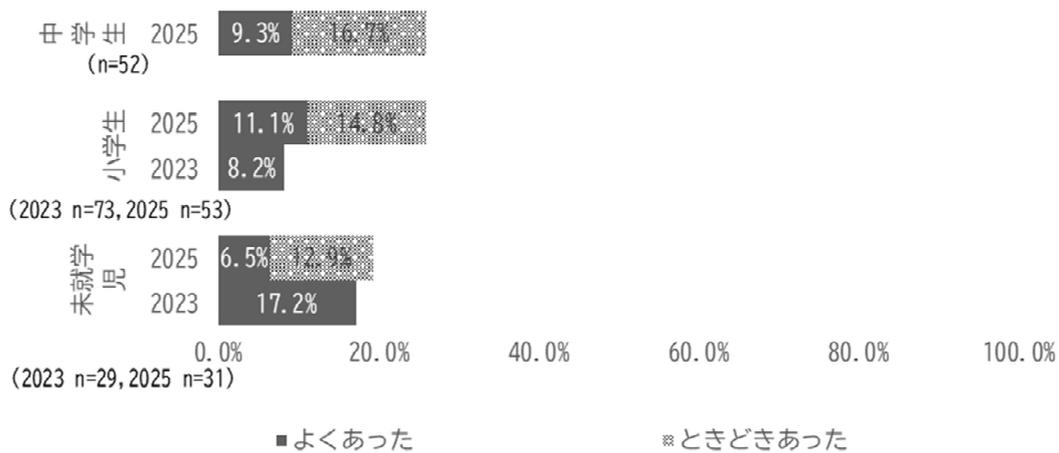
問 この1年間で、経済的な理由から、以下のような経験はありましたか。

- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても「食費を切り詰めた」の割合が最も高く、中学生では半数以上が「よくあった」、「ときどきあった」と回答している。
- 2023年との比較では、ほぼすべての項目において2025年の方が割合が高くなっており、生活の負担感が増していると考えられる。

■ 食費を切り詰めた

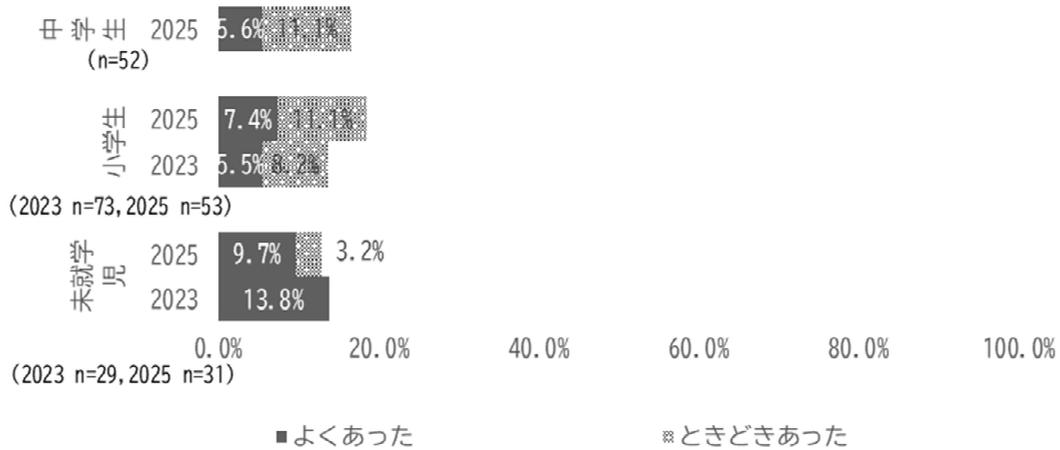


■ 公共料金の支払に困った*



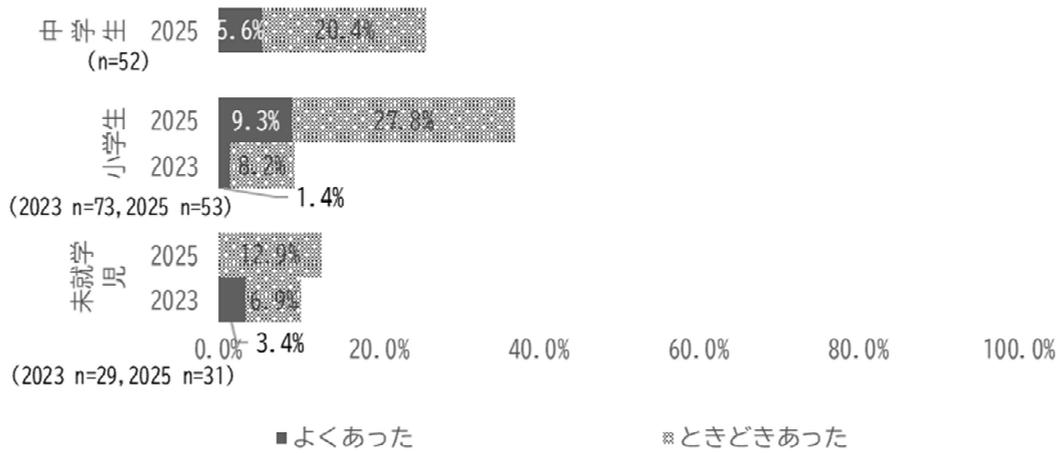
*2023年については、「よくあった」、「ときどきあった」の区分がなかったため、該当した場合は「よくあった」として集計している。

■ 家賃・住宅ローンの支払に困った*

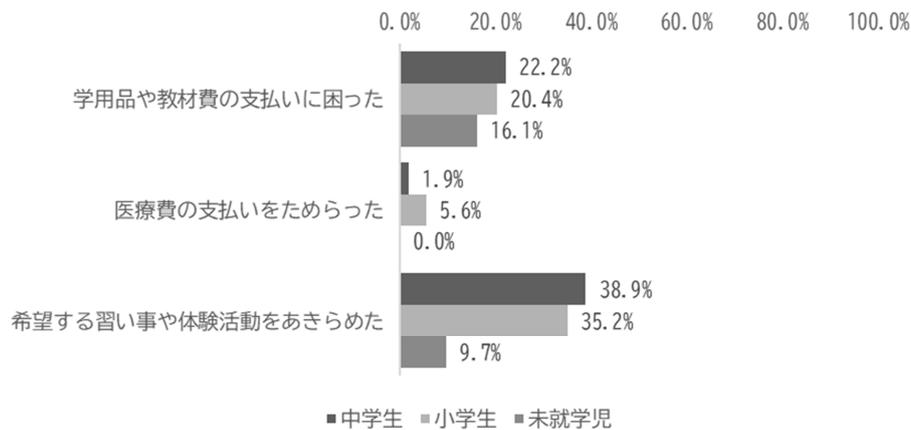


*2023年については、「よくあった」、「ときどきあった」の区分がなかったため、該当した場合は「よくあった」として集計している。

■ 衣類や靴を十分に買えなかった



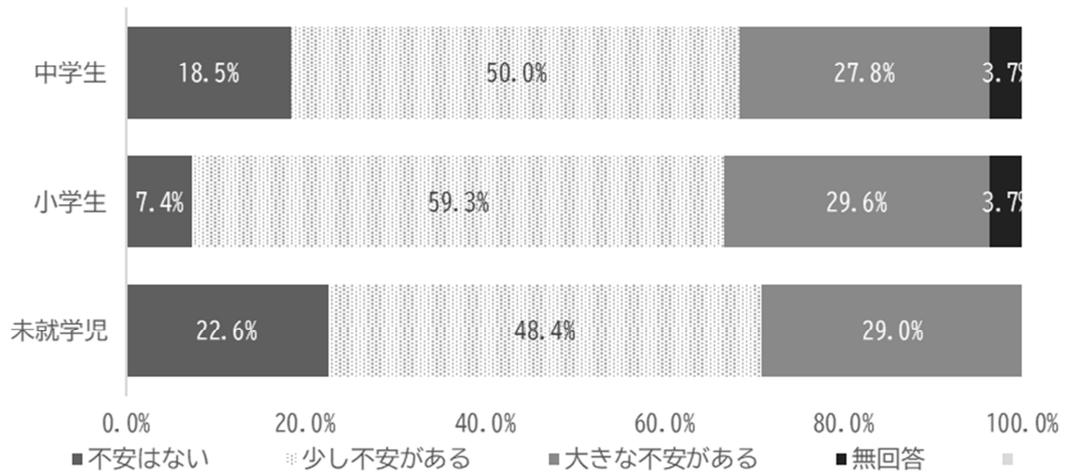
■ その他(2025のみ)*



*「よくあった」、「ときどきあった」の合計値。

問 将来のお子さんの進学について、経済的な不安はありますか。

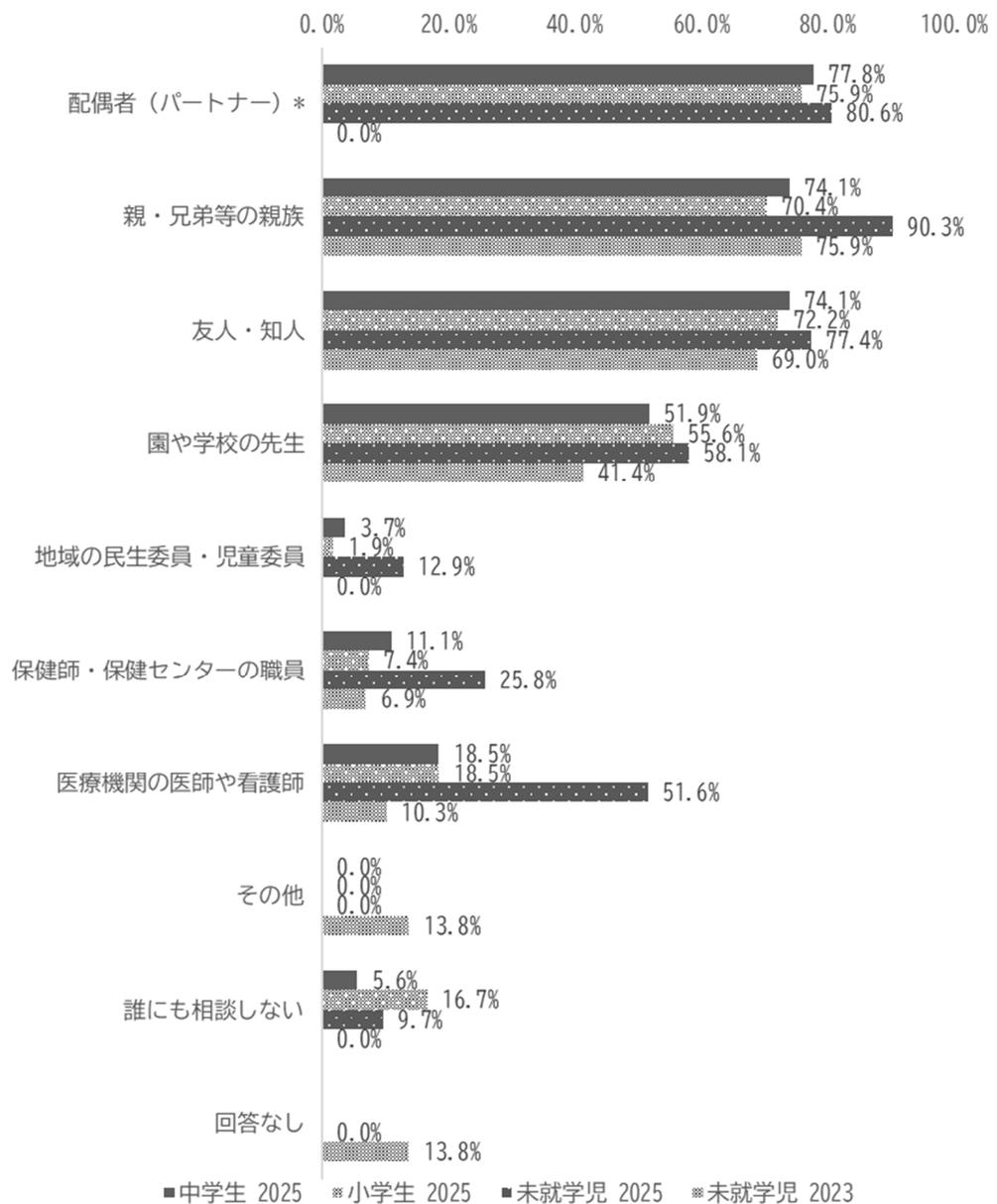
- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても「少し不安がある」の割合が最も高く、次いで「大きな不安がある」が高い。



③ 子育ての状況や意識について

問 日ごろ、子育てについて相談する相手は誰ですか。

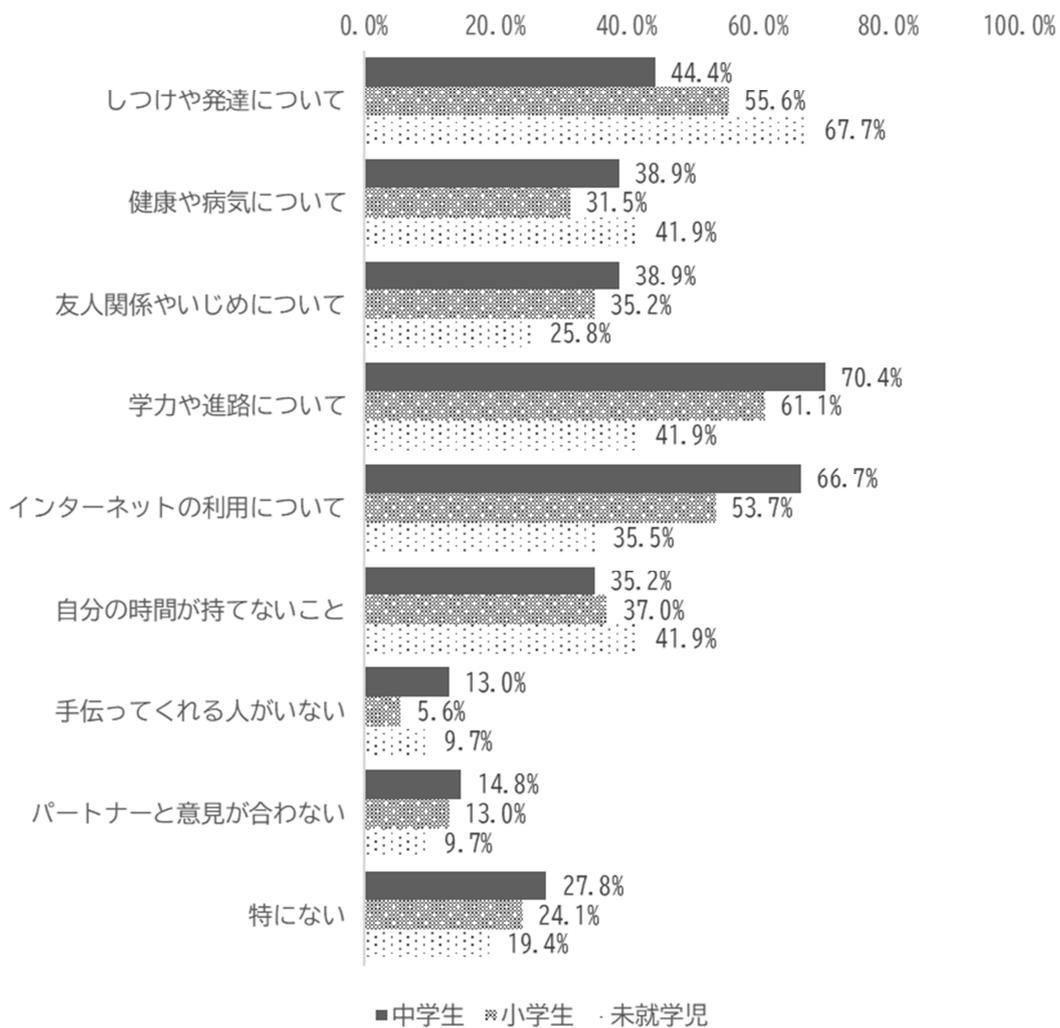
- 未就学児では、「親・兄弟等の親族」が最も高く87.1%、次いで「配偶者（パートナー）」が高く80.6%であった。
- 小学生では、「配偶者（パートナー）」が最も高く75.9%、次いで「友人・知人」が高く72.2%であった。
- 中学生では、「配偶者（パートナー）」が最も高く74.1%、次いで「親・兄弟等の親族」が高く74.1%であった。
- 割合は低いものの、「誰にも相談しない」が存在する。
- 「地域の民生委員・児童委員」、「保健師・保健センターの職員」は一部利用されているものの、利用率は低い傾向にある。



*2023年は「配偶者（パートナー）」の選択肢なし

問 子育てに関して、現在どのような悩みや不安がありますか。

- 未就学児は「しつけや発達について」が最も高く、次いで「健康や病気について」、「学力や進路について」、「自分の時間が持てないこと」となった。
- 小学生では、「学力や進路について」が最も高く、次いで「しつけや発達について」となった。
- 中学生では、「学力や進路について」が最も高く、次いで「インターネットの利用について」となった。

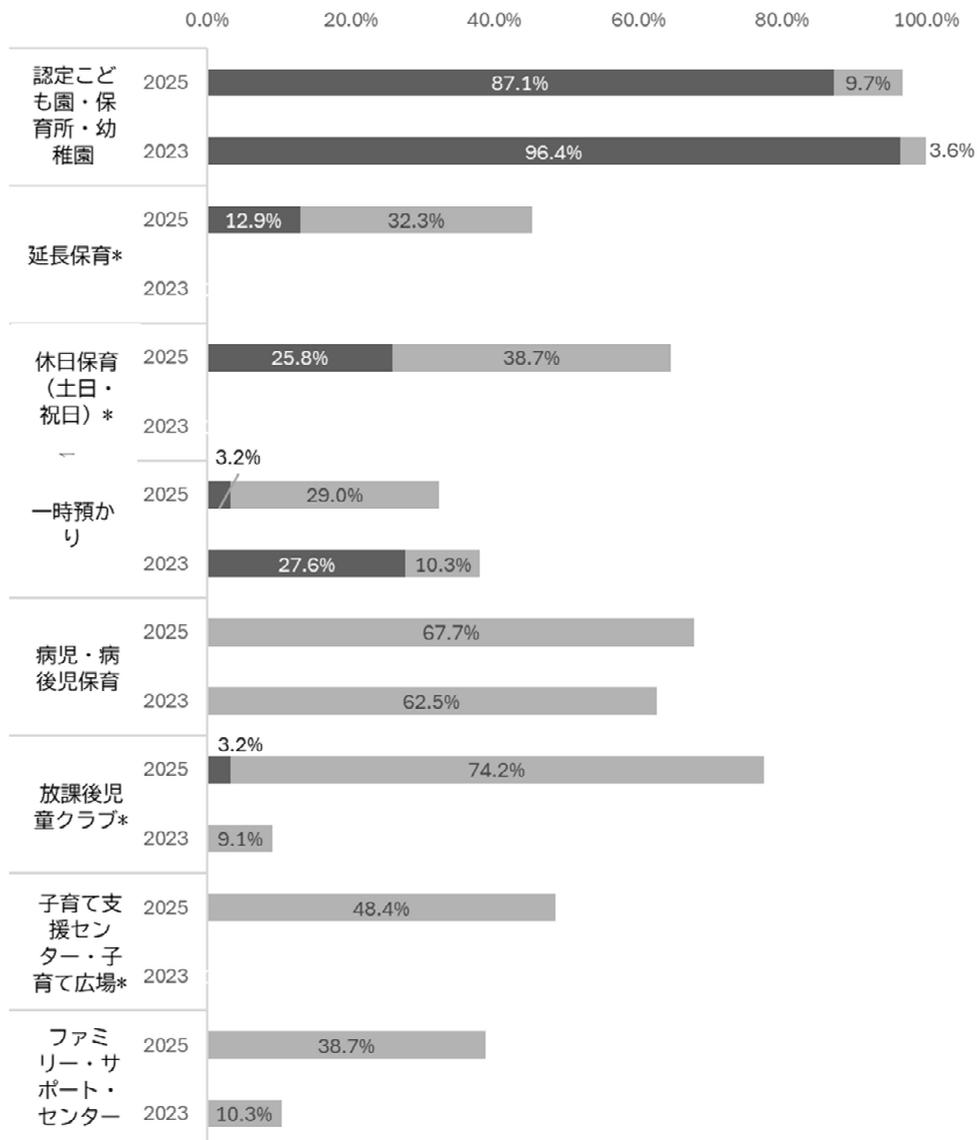


④ 教育・保育、子育てサービスの利用について

問 現在利用している、または今後利用したいと思う保育・教育サービス等について選択してください。

- 未就学児では「認定こども園・保育所・幼稚園」の利用が最も高く、今後利用したいものは「放課後児童クラブ」、次いで「病児保育・病児後保育」が高い結果となった。2023年と比較した場合、「放課後児童クラブ」の利用希望が大きく高まっている。
- 小学生、中学生では、「放課後児童クラブ」の利用が最も高く、今後利用したいものは「病児・病後児保育」が最も高い結果となった。

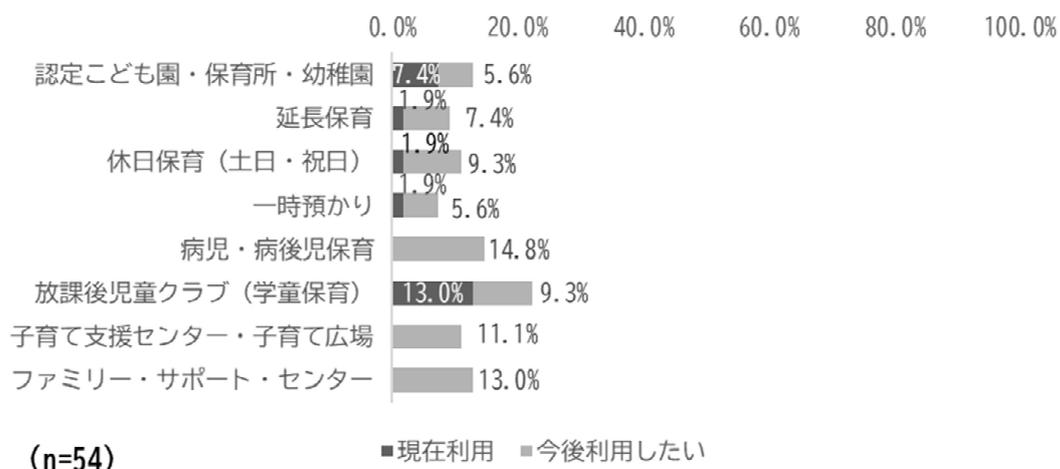
■ 未就学児の保育・教育サービス等の利用状況



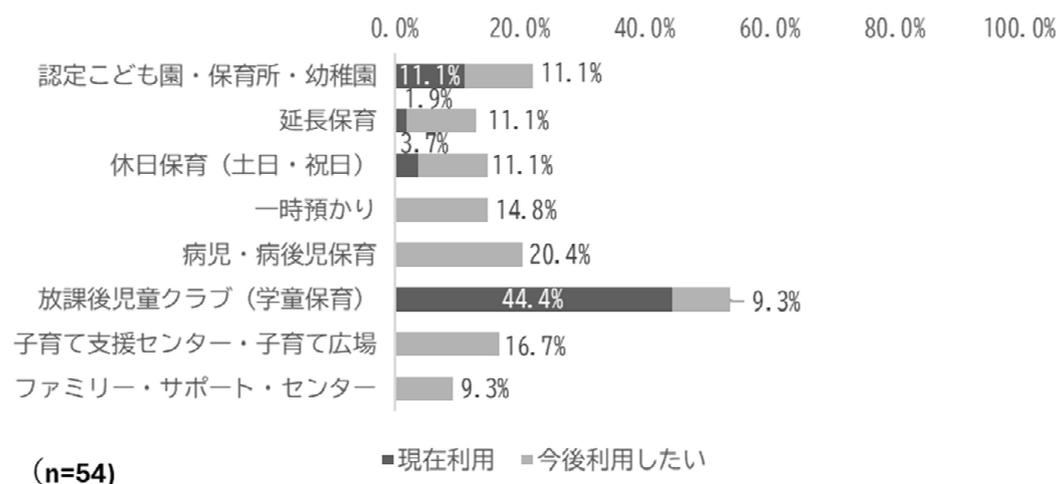
*2023調査項目なし
(2023 n=29, 2025 n=31)

■ 現在利用 ■ 今後利用したい

■ 中学生の保育・教育サービス等の利用状況

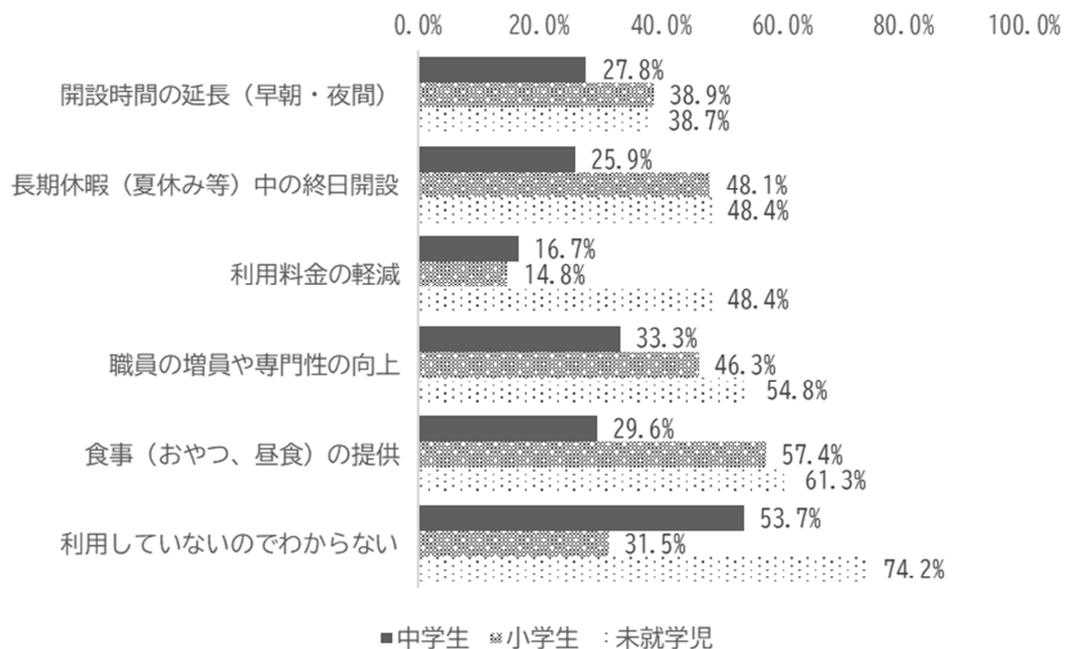


■ 小学生の保育・教育サービス等の利用状況



問 放課後児童クラブ（学童保育）について、どのような支援があればより利用しやすいですか。

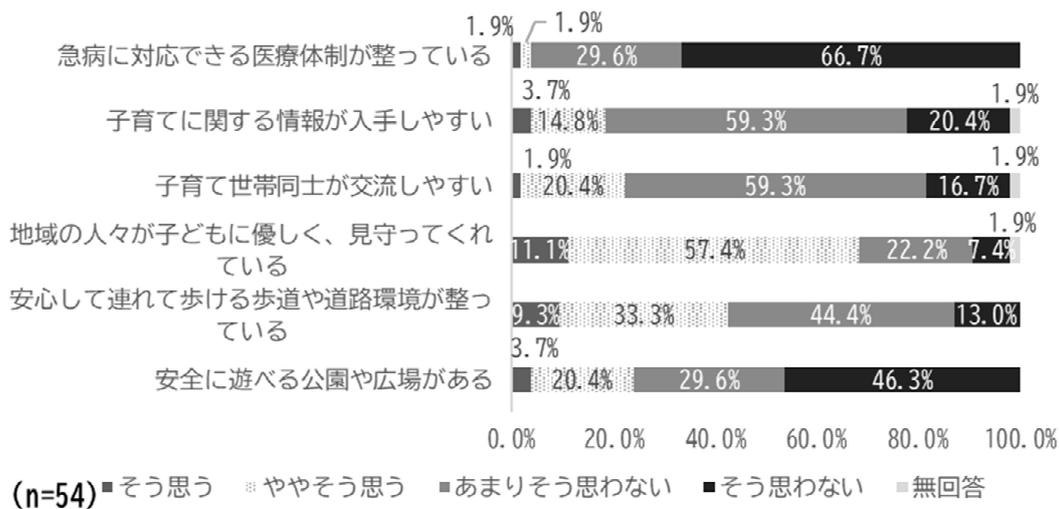
- 総じて、「食事（おやつ、昼食）の提供」に対する要望が高い傾向にある。
- 未就学児では、「食事（おやつ、昼食）の提供」が最も高く、次いで「職員の増員や専門性の向上」がとなった。
- 小学生では、「食事（おやつ、昼食）の提供」が最も高く、次いで「長期休暇中の終日開設」となった。
- 中学生では、「職員の増員や専門性の向上」が最も高く、次いで「食事（おやつ、昼食）の提供」となった。
- 自由記述においては、上記以外に「送迎支援の充実（バス送迎等）」について複数の意見があった。



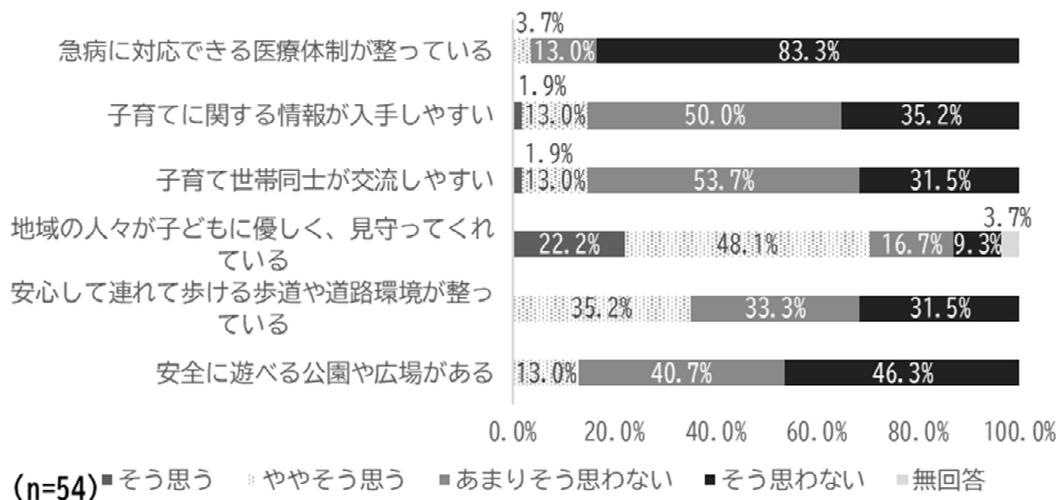
問 あなたがお住まいの地域は、子育てしやすい環境だと思いますか。

- 未就学児、小学生、中学生いずれにおいても、「地域の人々が子どもに優しく、見守ってくれている」について肯定的（子育てしやすい環境）と感じている一方、それ以外の項目は否定的（子育てがしにくい環境）と感じている結果となった。

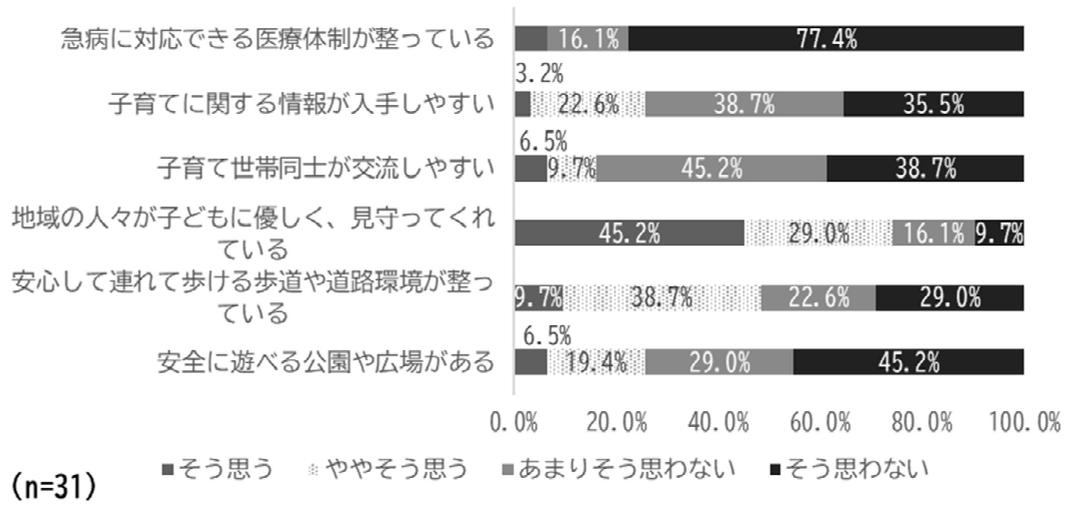
■ 子育てしやすい環境か（中学生）



■ 子育てしやすい環境か（小学生）

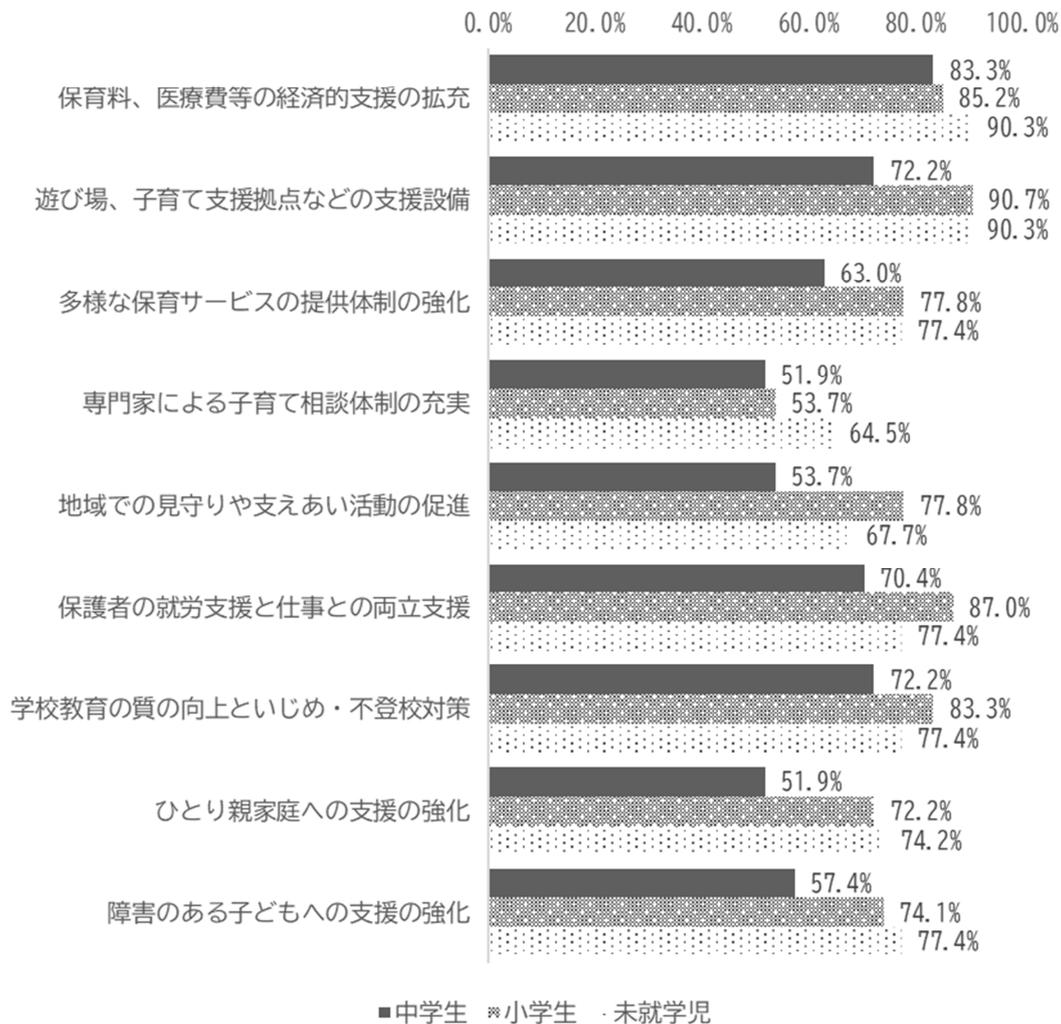


■ 子育てしやすい環境か（未就学児）



問 外ヶ浜町が「こども計画」を推進していく上で、特に力を入れてほしいと思う施策や取組はなんですか。

- 未就学児では、「保育料、医療費等の経済的支援の拡充」、「遊び場、子育て支援拠点などの設備」が最も高くとなった。
- 小学生では、「遊び場、子育て支援拠点などの設備」が最も高く、次いで「保護者の就労支援と仕事との両立支援」となった。
- 中学生では、「保育料、医療費等の経済的支援の拡充」が最も高く、次いで「遊び場、子育て支援拠点などの支援設備」、「学校教育の質の向上といじめ・不登校対策」となった。
- 自由記述においては、上記に記載された「遊び場、子育て支援拠点などの設備」に加え、「医療・救急体制の確保」、「通学・送迎支援の充実」について複数の意見があった。



⑤ 自由記述（抜粋）

問 その他、外ヶ浜町の子ども・子育て支援について、自由にご意見をお聞かせください。

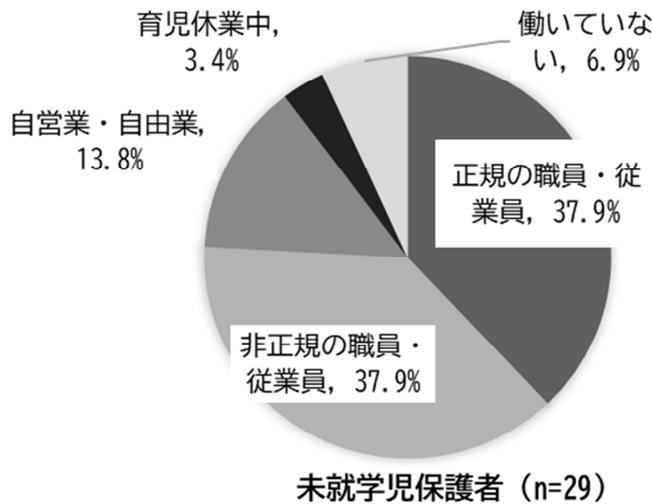
No	カテゴリー	主なご意見の内容
1	遊び場・公園・等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・冬場や雨天でも遊べる屋内施設が欲しい。 ・既存の公園（河川公園等）は草刈り等の管理不足や駐車場不足があるため、改善してほしい。 ・中高生が気軽に集まれる場所や、家族で行ける場所がない。
2	習い事・通学・部活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に習い事がないため、講師を招聘するか、町外への送迎支援がほしい。 ・高校生の通学費・下宿代補助や部活送迎支援がほしい。
3	医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に小児科がほぼなく、急な発熱やアレルギー対応で青森市まで行くのが困難なため、改善してほしい。 ・休日・夜間の診療体制や、病児保育の整備をしてほしい。
4	学童保育・預かりの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の対応（言葉遣い、威圧的態度）や質の向上をお願いしたい。 ・学童までの移動（距離）が負担なため、学校内への設置があればなお助かる。 ・三厩地区における長期休暇・振替休日の預かり場所がないため改善してほしい。
5	行政・アンケートへの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートをとるばかりで実行・フィードバックがないように感じる。

(3) 施設利用（認定こども園）に関するアンケート結果（抜粋）

① 保護者の就労状況と現在の利用状況について

問 あなた（回答者）の就労状況について、教えてください。

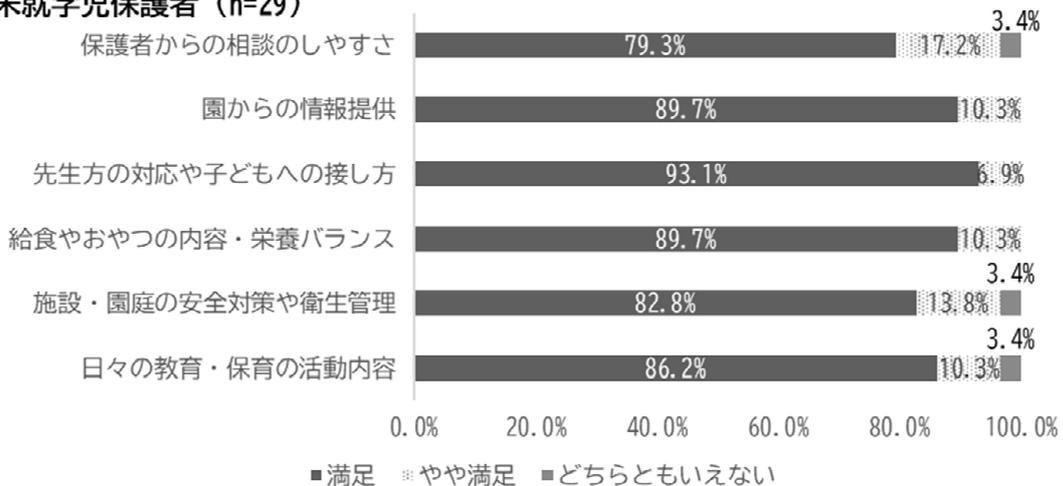
- 「正規の職員、従業員」、「非正規の職員、従業員」がいずれも37.9%となった。



問 風のまちこども園の教育・保育内容や環境について、満足度をお聞かせください。

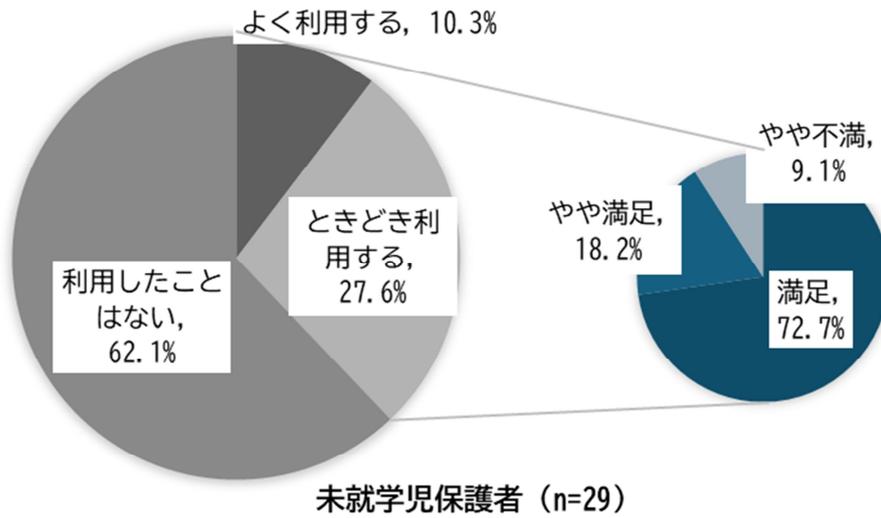
- 「やや不満」、「不満」の回答はいずれにおいてもなかった。

未就学児保護者 (n=29)



問 延長保育を利用されたことはありますか。また、その満足度はいかがですか。

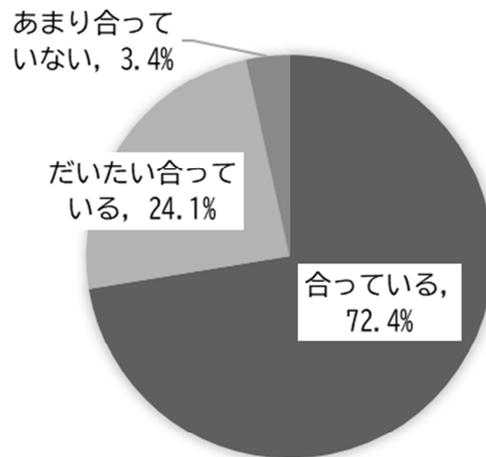
- 「利用したことがない」が最も高く62.1%を占めた。
- 利用経験者のうち、満足度が「満足」が最も高く72.7%となり、次いで「やや満足」が18.2%となった。



② 今後の保育サービスへの要望について

問 現在の開所時間(平日・土曜)について、ご自身の働き方や生活スタイルと合っていますか。

- 「合っている」が最も高く72.4%であり、次いで「だいたい合っている」が24.1%となった。

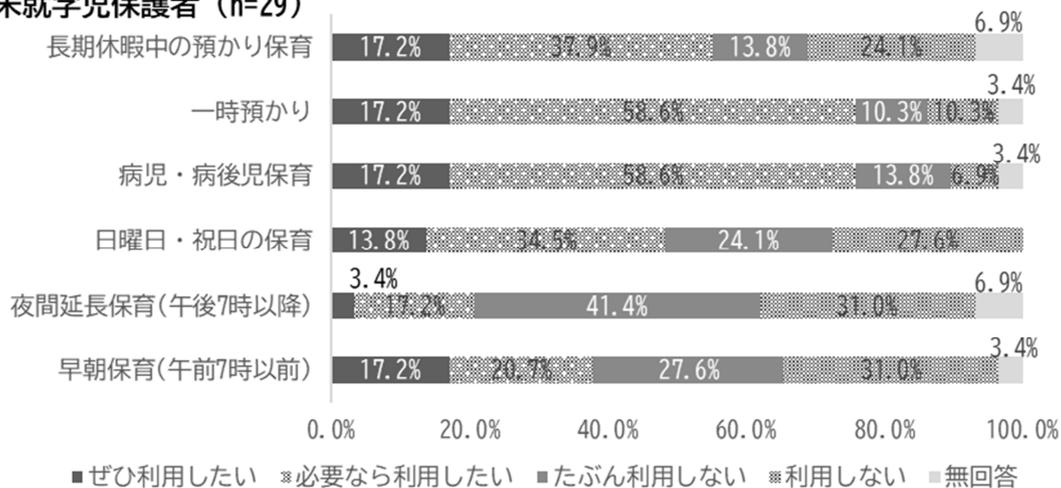


未就学児保護者 (n=29)

問 もし風のまちこども園で以下のサービスが提供された場合、利用したいと思いますか。

- 「一時預かり」、「病児・病後児保育」が肯定的意見（「ぜひ利用したい」、「必要なら利用したい」）が75.8%となり、「長期休暇中の預かり保育」が55.1%となった。
- 「日曜日・祝日の保育」、「夜間延長保育」、「早朝保育」は否定的意見（「たぶん利用しない」、「利用しない」）が半数を超える結果となった。

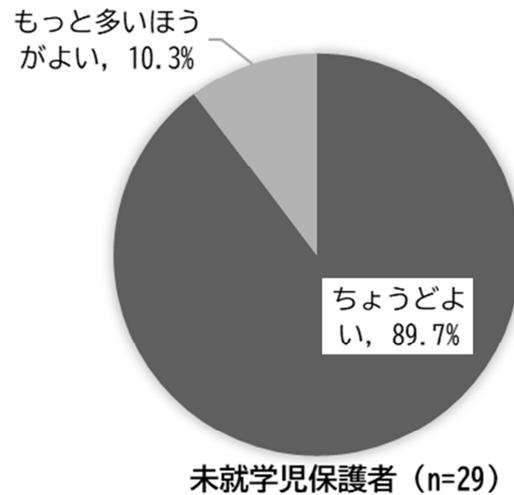
未就学児保護者 (n=29)



③ 保護者と園との連携について

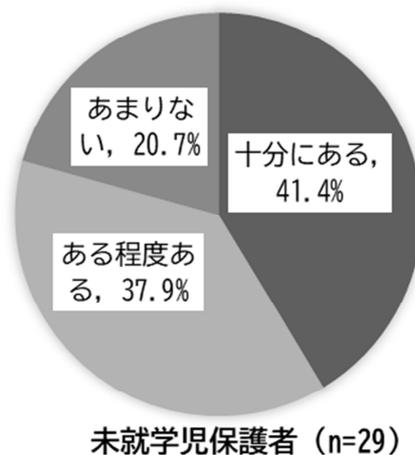
問 園が主催する行事(運動会、発表会、保育参観など)の回数や内容について、どう思いますか。

- 「ちょうどよい」が最も高く89.7%、次いで「もっと多い方がよい」が10.3%となった



問 保護者会や個人面談など、保護者と園が話し合う機会は十分にありますか。

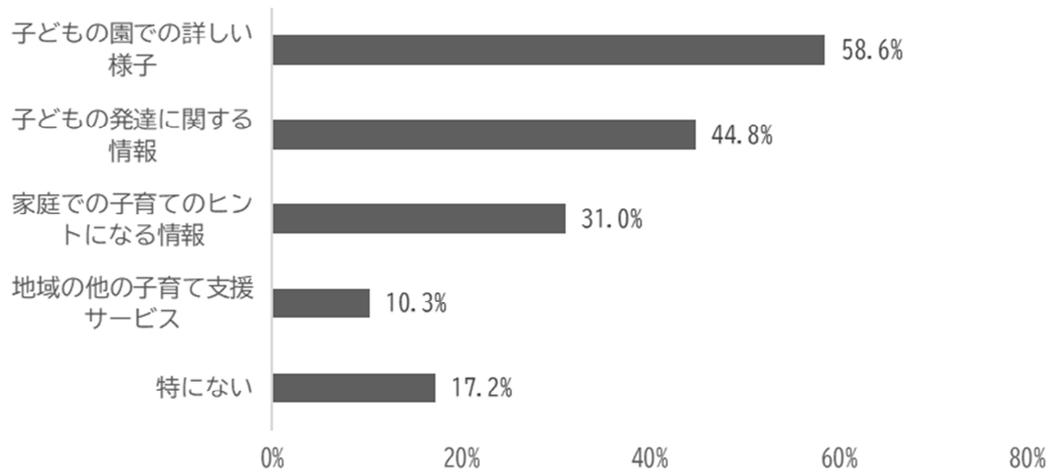
- 「十分にある」が最も高く41.4%、次いで「ある程度ある」が37.9%となった。



問 園に対して、どのような情報を提供してほしいですか。

- 「子どもの園での詳しい様子」が最も高く58.6%、次いで「子どもの発達に関する情報」が44.8%となった。

未就学児保護者 (n=29)



④ 自由記述（抜粋）

問 「風のまちこども園」や外ヶ浜町の子育て支援施策全般に対して、改善してほしい点やご要望がございましたら、自由にご記入ください。

No	カテゴリー	主なご意見の内容
1	遊び場・公園・等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子が安全に遊べる公園がないため整備してほしい。 ・冬や雨天でも遊べる屋内施設の充実。 ・公園がないため、休日に園庭を開放してほしい。
2	保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の早急な実施をしてほしい。 ・日曜・祝日の預かりや早朝保育を実施してほしい（有料でも可）。 ・障がい児保育の体制見直しや質の向上をしてほしい。

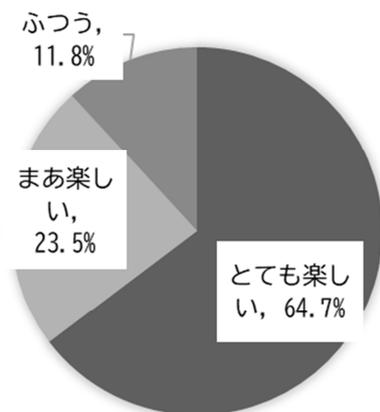
(4) 小学生・中学生に関するアンケート結果（抜粋）

① 日常生活について

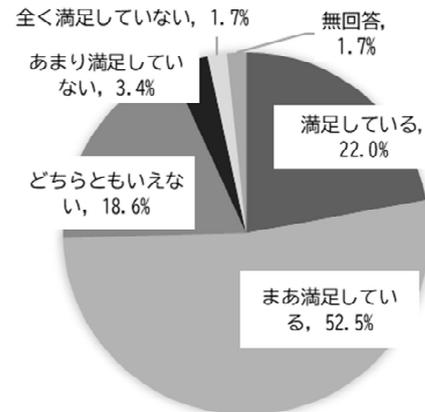
(小学生) 問 あなたは、毎日楽しいですか。

(中学生) 問 あなたは、現在の生活にどの程度満足していますか。

- 小学生では、「とても楽しい」が最も高く64.7%、次いで「まあ楽しい」が23.5%となり、肯定的な意見が88.2%となった。
- 中学生では、「まあ満足している」が最も高く52.5%、次いで「満足している」が22.0%となり、肯定的な意見が74.5%となった。



小学生 (n=34)

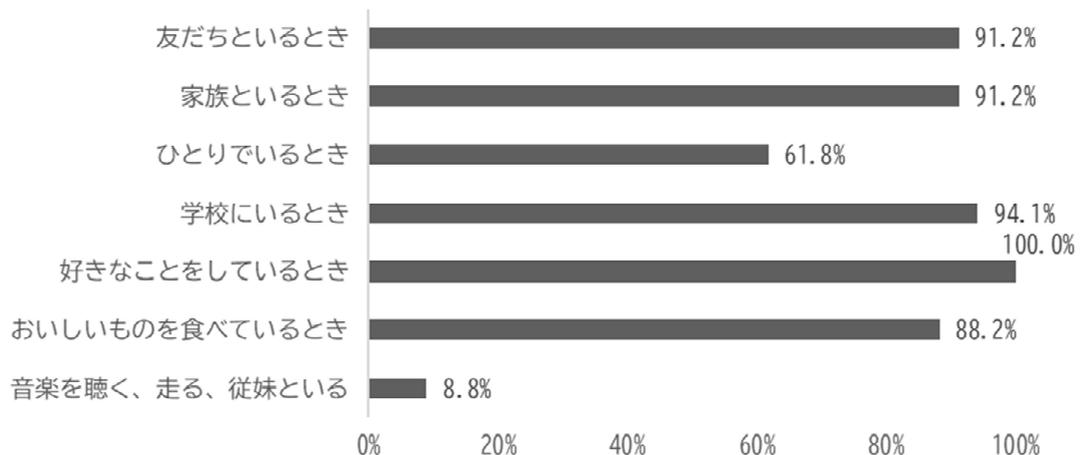


中学生 (n=59)

(小学生のみ) 問 あなたは、どんなときに楽しいと感じますか。

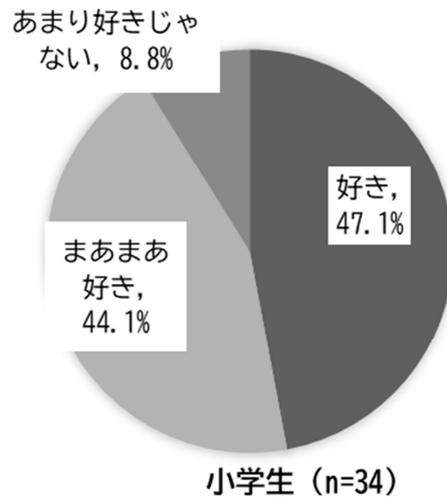
- 「好きなことをしているとき」が最も高く100%、次いで「学校にいるとき」が94.1%となった。

小学生 (n=34)



(小学生のみ) 問 あなたは、自分のことが好きですか。

- 「好き」が最も高く47.1%、次いで「まあまあ好き」が44.1%となった。

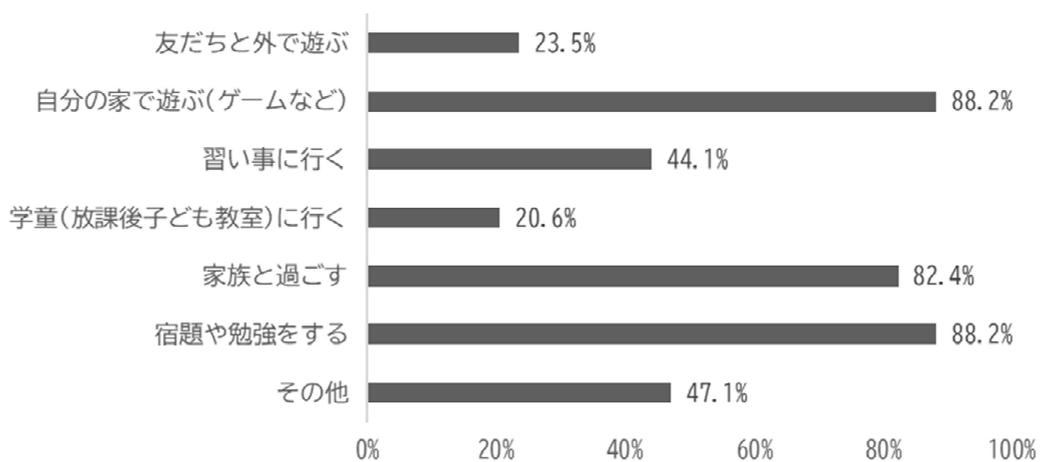


(小学生) 問 学校が終わったあと(放課後)は、どんなことをして過ごすことが多いですか。

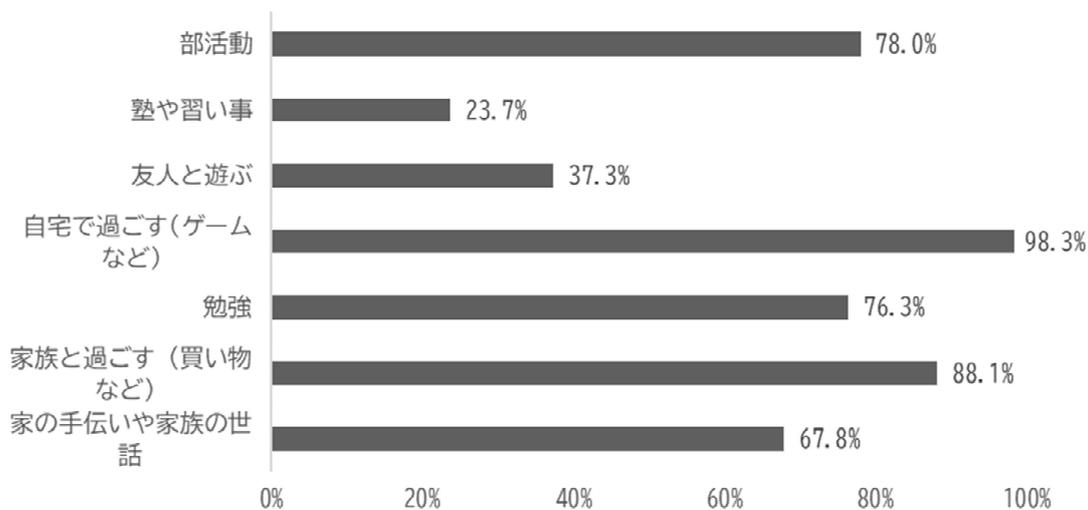
(中学生) 問 平日の放課後や休日は、主に何をして過ごしていますか。

- 小学生では、「自分の家で遊ぶ」、「宿題や勉強をする」が最も高く88.2%、次いで「家族と過ごす」が82.4%となった。
- 中学生では、「自宅で過ごす」、が最も高く98.3%、次いで「家族と過ごす」が88.1%となった。

小学生 (n=34)

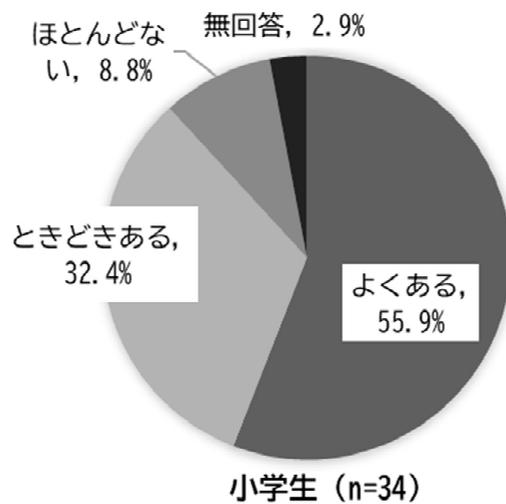


中学生 (n=59)



(小学生のみ) 問 朝ごはんや晩ごはんを、ひとりで食べることがありますか。

- 小学生では、「自分の家で遊ぶ」、「宿題や勉強をする」が最も高く88.2%、次いで「家族と過ごす」が82.4%となった。

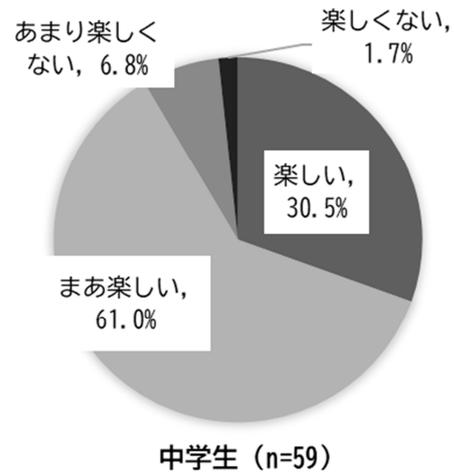
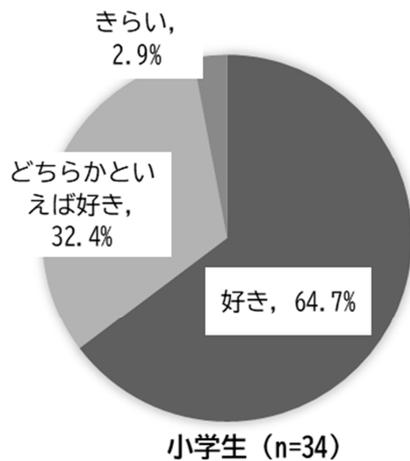


② 学校生活と学習について

(小学生) 問 学校に行くのは好きですか。

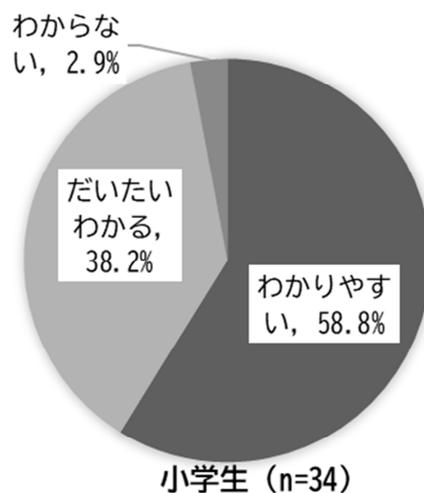
(中学生) 問 学校生活は楽しいですか。

- 小学生では、「好き」が最も高く64.7%、次いで「どちらかといえば好き」が32.4%となった。
- 中学生では、「まあ楽しい」が最も高く61.0%、次いで「楽しい」が30.5%となった。



(小学生のみ) 問 授業はわかりやすいですか。

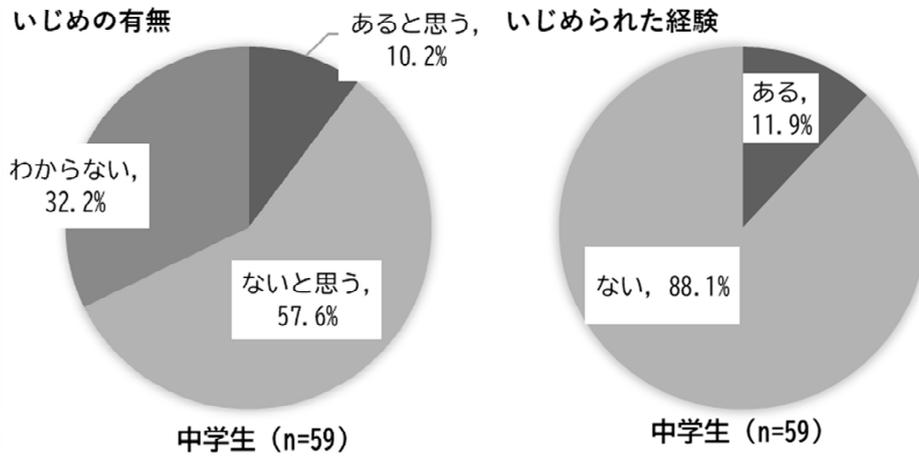
- 「わかりやすい」が最も高く58.8%、次いで「だいたいわかる」が38.2%となった。



(中学生のみ) 問 あなたの学校では、いじめはありますか。

問 あなた自身がいじめられた経験はありますか。

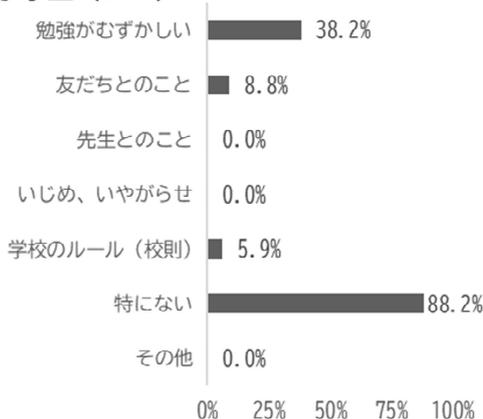
- いじめが「あると思う」との回答が10.2%となった。
- いじめられた経験が「ある」との回答が11.9%となった。



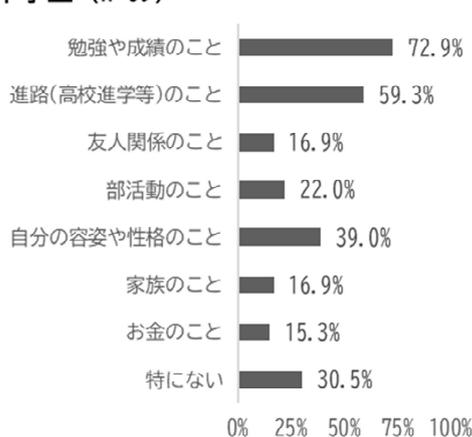
(小学生) 問 今、学校でなやんでいることや、いやなことはありますか。
 (中学生) 問 悩みや心配なことはありますか。

- 小学生では、「特にない」が最も高く88.2%、次いで「勉強がむずかしい」が38.2%となった。「いじめやいやがらせ」に関しては該当がなかった。
- 中学生では、「勉強や成績のこと」が最も高く72.9%、次いで「進路のこと」が59.3%となった。

小学生 (n=34)



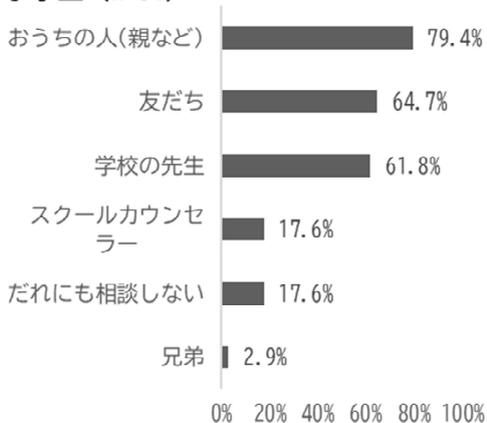
中学生 (n=59)



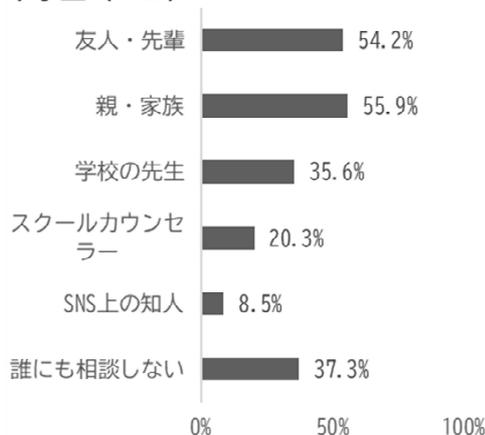
(小学生) 問 なやみごとがあるとき、だれに相談しますか。
 (中学生) 問 悩みや心配なことがあるとき、誰に相談しますか。

- 小学生では、「おうちの人(親など)」が最も高く79.4%、次いで「友だち」が64.7%、「学校の先生」が61.8%となった。
- 中学生では、「親・家族」が最も高く55.9%、次いで「友人・先輩」が54.2%、「誰にも相談しない」が37.3%となった。

小学生 (n=34)



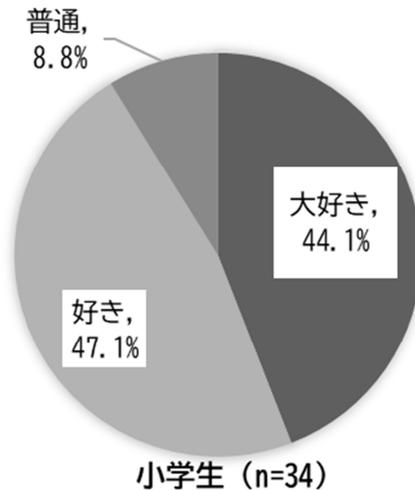
中学生 (n=59)



③ 外ヶ浜町について

(小学生のみ) 問 あなたは、自分の住んでいる外ヶ浜町が好きですか。

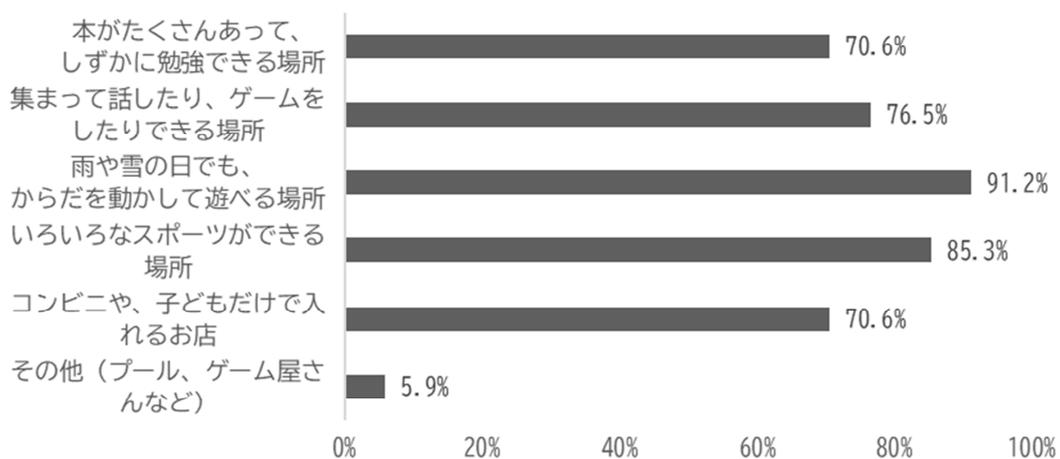
- 「好き」が最も高く47.1%であり、次いで「大好き」が44.1%となった。



(小学生のみ) 問 外ヶ浜町に、こんな場所があったらいいと思うものがありますか。

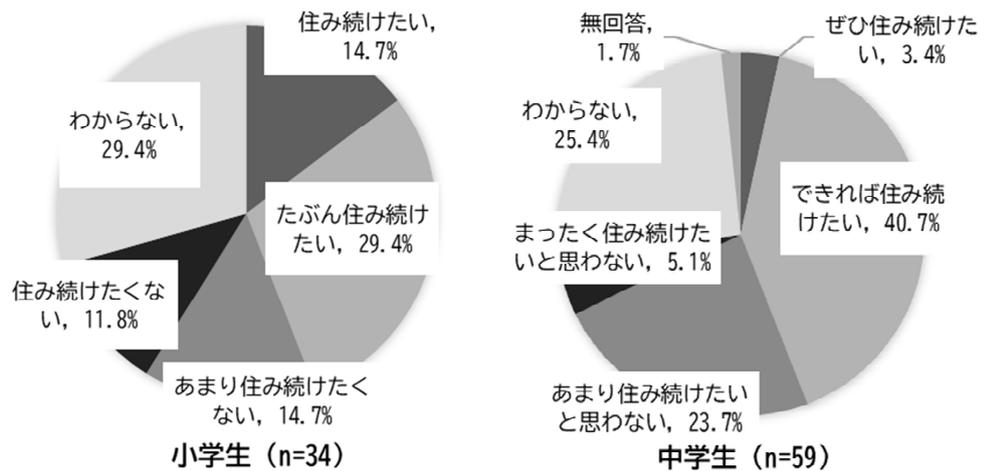
- 「雨や雪の日でもからだを動かして遊べる場所」が最も高く91.2%、次いで「いろいろなスポーツができる場所」が85.3%となった。

小学生 (n=34)



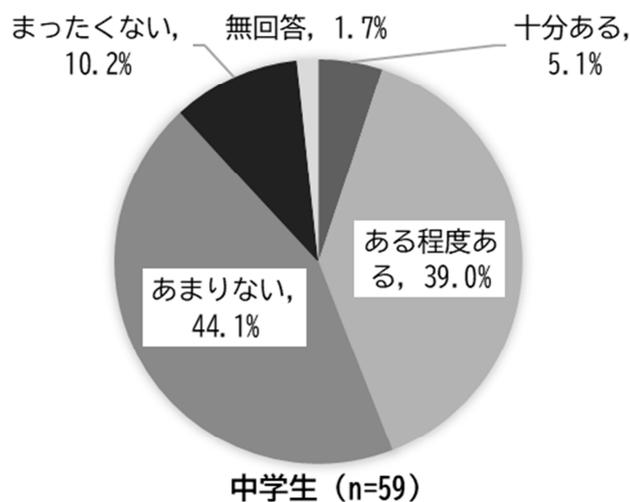
(小学生、中学生) 問 あなたが大人になっても、外ヶ浜町に住み続けたいと思いますか。

- 小学生では、「たぶん住み続けたい」、「わからない」が最も高く29.4%、次いで「住み続けたい」、「あまり住み続けたくない」が14.7%となった。
- 中学生では、「できれば住み続けたい」が最も高く40.7%、次いで「わからない」が25.4%となった。



(中学生のみ) 問 中学生が気軽に集まったり、活動したりできる場所が町に十分あると思いますか。

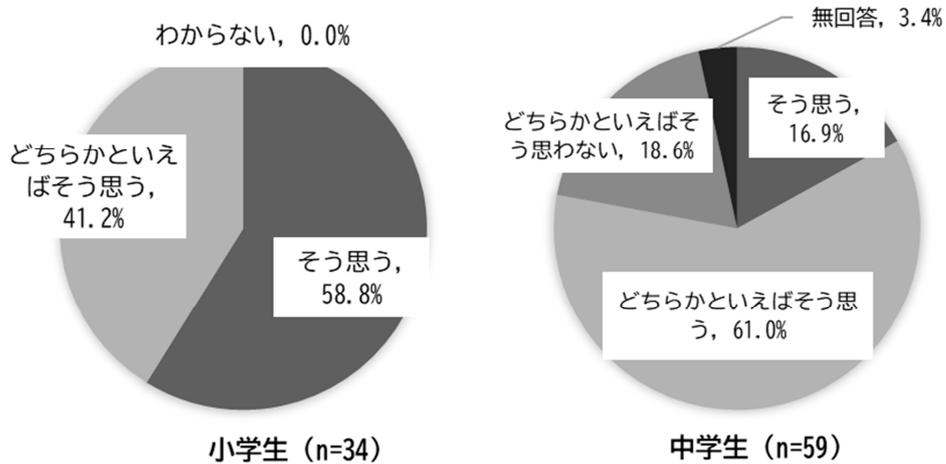
- 「あまりない」が最も高く44.1%であり、次いで「ある程度ある」が39.0%となった。「あまりない」と「まったくない」の否定的回答が54.3%と過半数を超えた結果となった。



④ こどもの意見反映について

(小学生・中学生) 問 町の政策やルールづくりに、あなたのような小学生、中学生の意見をもっと取り入れるべきだと思いますか。

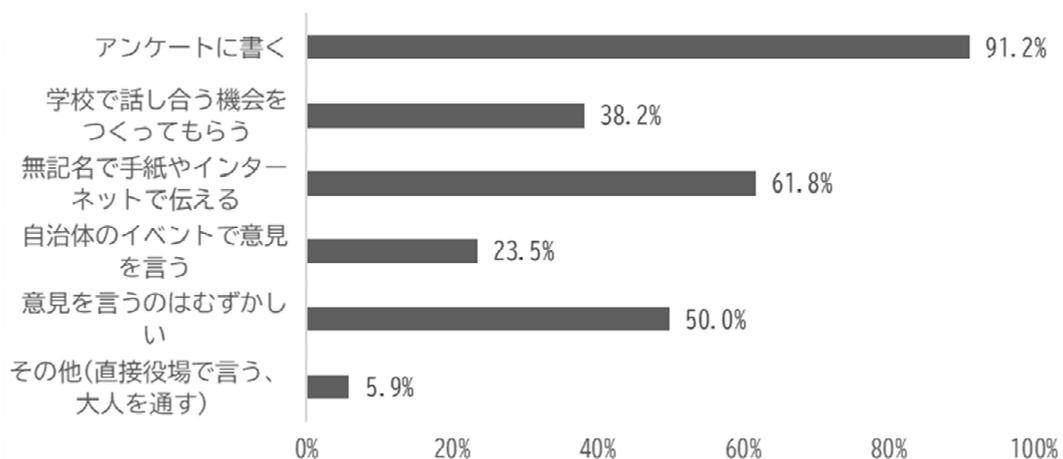
- 小学生では「そう思う」が最も高く58.8%となった。
- 中学生では「どちらかといえばそう思う」が最も高く61.0%となった



(小学生のみ) 問 あなたが町の大人に意見を伝えるとしたら、どんな方法がいいですか。

- 「アンケートに書く」が最も高く91.2%、次いで「自分の名前を言わずに手紙やインターネットで伝える」が61.8%であった。

小学生 (n=34)



⑤ 自由記述

(小学生)問 もっと外ヶ浜町が良くなるために、何かアイデアがあったら自由を書いてください(抜粋)。

(中学生)問 あなたの住んでいる外ヶ浜町について改善してほしいところを教えてください(抜粋)。

No	カテゴリー	主なご意見の内容
1	店舗・商業施設の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・遊べる施設(カラオケ、ゲームセンター等)、カフェ、本屋、図書館等がほしい。 ・カフェを含め、中学生が集まって勉強や休憩ができる「憩いの場」がほしい。 ・ご飯屋さん、コンビニ、アニメイト、100円ショップがほしい。
2	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内スポーツ施設、バッティングセンターがほしい。 ・プール、アスレチック、誰でも遊べる公園がほしい。
3	インフラ・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の白線をしっかり描いてほしい。 ・電柱・電灯を増やしてほしい(暗くて危険)。 ・ステップロードの階段改修、体育館の雨漏り修理。
4	環境・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・海、トンネル等にゴミが散見されるため、マナー向上やゴミ箱の設置、清掃等を行ってほしい。

(中学生)問 あなたが外ヶ浜町長だとしたら、子どもや若者のために、まず何をしますか(抜粋)。

No	カテゴリー	主なご意見の内容
1	施設・店舗の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に集まれる図書館、カフェ、飲食店、トレンドの店(コンビニ、アニメイト等)をつくる。 ・公園(平館地区含む)や、遊べるところを増やす。 ・学校を増やす、バス停を作る。
2	生活環境・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども若者が暮らしやすく、安心できる場所づくりをする。 ・住宅の確保(住みどころ)を行う。 ・きれいな街にする、自然を守る。 ・津軽線を元に戻す。
3	イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・海や山で遊べるイベント、冬の祭りを開催する。 ・ゴミ拾いイベント、地域交流(老人ホーム等)、文化を教

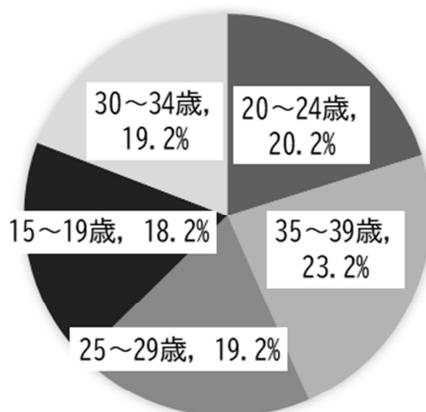
		える活動を行う。
4	行政・意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者の意見を取り入れ、各地区代表者との交流を増やして1つずつ改善していく。 ・町に住んでもらう工夫、住民のために尽くす。

(5) こども・若者に関するアンケート結果（抜粋）

① あなた自身の状況について

問 あなたの年齢をお聞かせください。

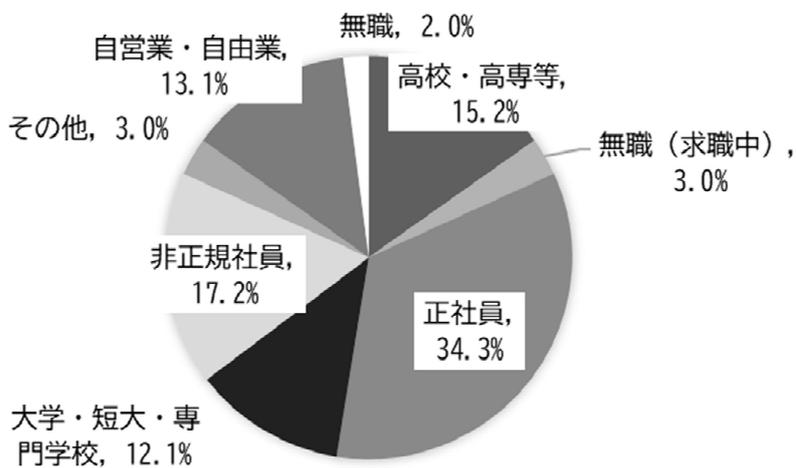
- おおよそ満遍なく回答を入手できた。「35～39歳」が最も高く23.2%となった。



こども・若者 (n=99)

問 現在のあなたの状況について教えてください。

- 「正規の社員・職員」が最も高く34.3%、次いで「非正規の社員・職員」が17.2%となった。

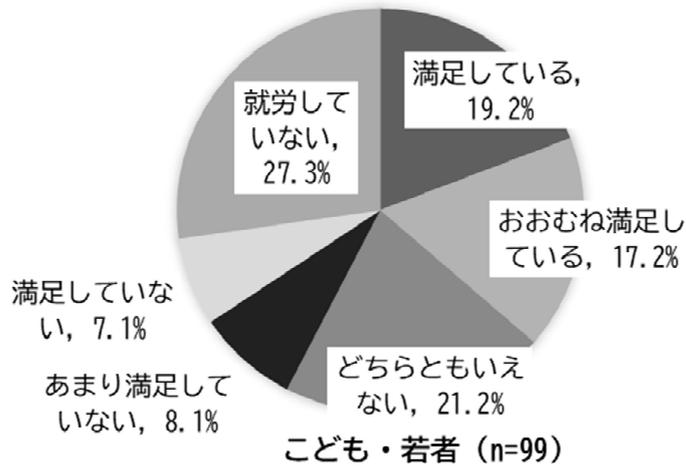


こども・若者 (n=99)

② 就労と経済状況について

問 現在の仕事に対する満足度はいかがですか。

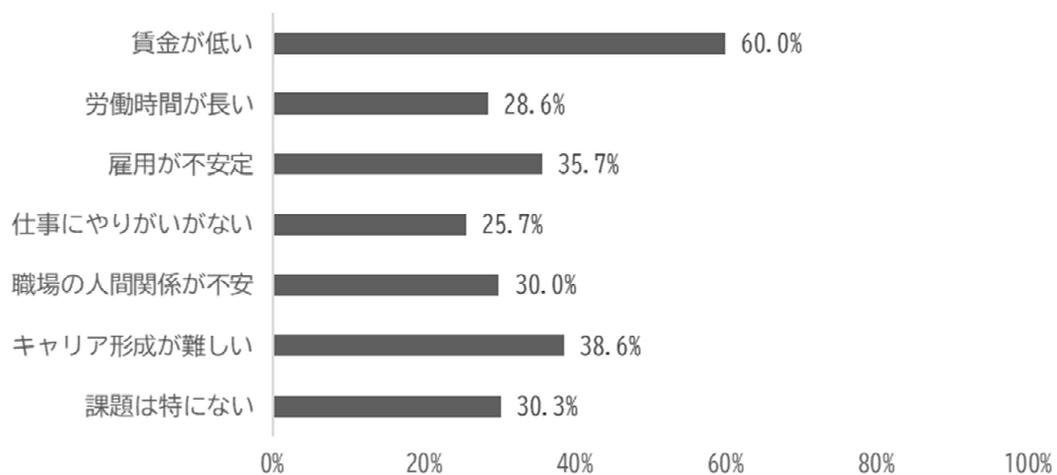
- 就労していないを除き、「どちらともいえない」が最も高く21.2%、次いで「満足している」が19.2%となった。



問 仕事や職場について、当てはまるものを教えてください。

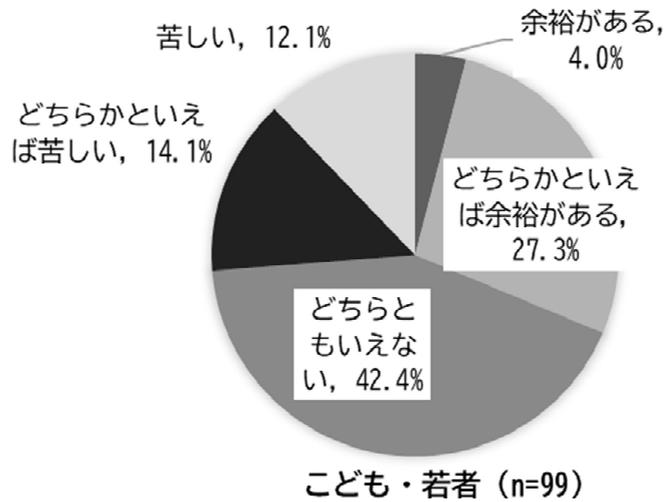
- 「賃金が低い」が最も高く60.0%、次いで「キャリア形成が難しい」が38.6%となった。

こども・若者 (n=99)



問 仕事や職場について、あなたの世帯の経済状況はいかがですか。

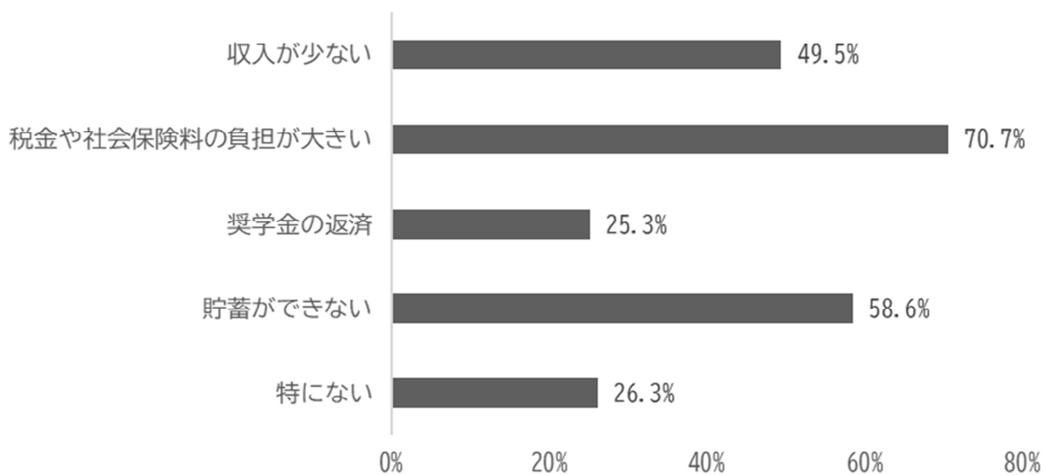
- 「どちらともいえない」が最も高く27.3%、次いで「どちらかといえば余裕がある」が27.3%となった。世帯の経済状況については、余裕がある、苦しいがいずれも同程度に存在している。



問 経済的な悩みや不安について、当てはまるものを教えてください。

- 「税金や社会保険料の負担が大きい」が最も高く70.7%、次いで「貯蓄ができない」が58.6%となった。

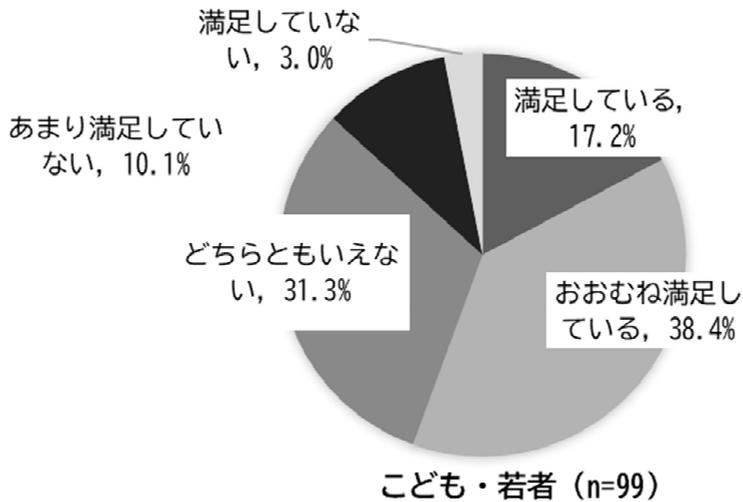
こども・若者 (n=99)



③ 生活と地域とのかかわりについて

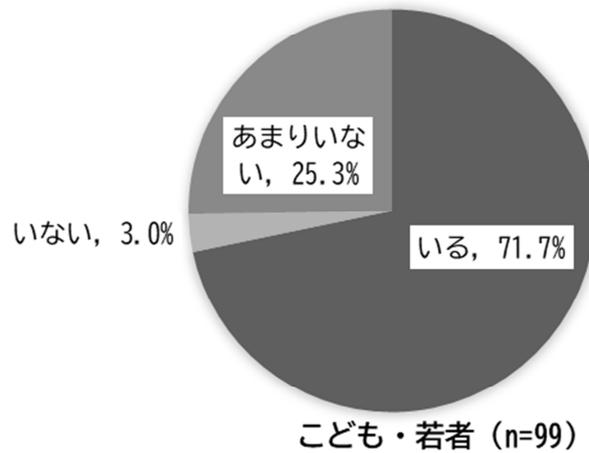
問 現在の生活全般に対する満足度はいかがですか。

- 「おおむね満足している」が38.4%、次いで「どちらともいえない」が31.3%となった。



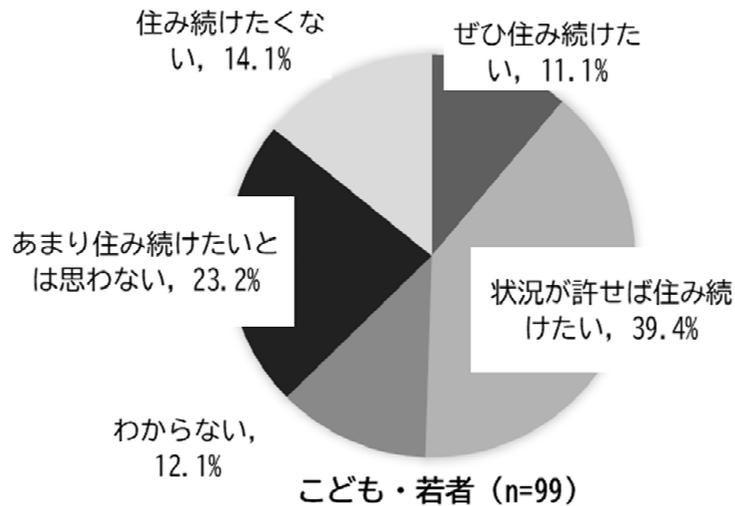
問 悩みや心配事を気軽に相談できる人はいますか。

- 「いる」が最も高く71.7%、次いで「あまりいない」が25.3%となった。



問 今後、外ヶ浜町に住み続けたいと思いますか。

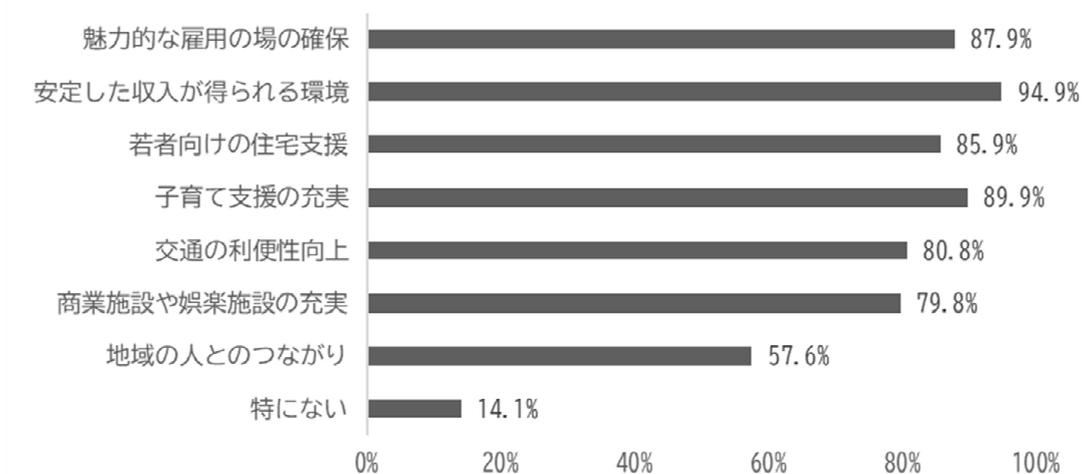
- 「状況が許せば住み続けたい」が最も高く39.4%、次いで「あまり住み続けたいとは思わない」が23.2%となった。肯定的意見（「ぜひ住み続けたい」、「状況が許せば住み続けたい」）の合計は50.5%であり、約半数が住み続けたいと考えている。



問 若者が外ヶ浜町に住み続ける、あるいはUターンするためには重要だと思うものとして、当てはまるものを教えてください。

- 「安定した収入が得られる環境」が最も高く94.9%、次いで「子育て支援の充実」が89.9%となった。
- 自由記述では、安定的かつ暮らしていくに足りる雇用を求める「雇用の創出・安定収入」、各地区へのコンビニ設置等を含む「商業・娯楽施設の整備」に関する意見が最も多く、また本町の海や山等の豊富な自然等を生かした「地域活性化・PR」、空き家利用を含めた安価な住居の確保やリフォーム補助を含めた「住宅支援・空き家活用」についても複数の意見があった。

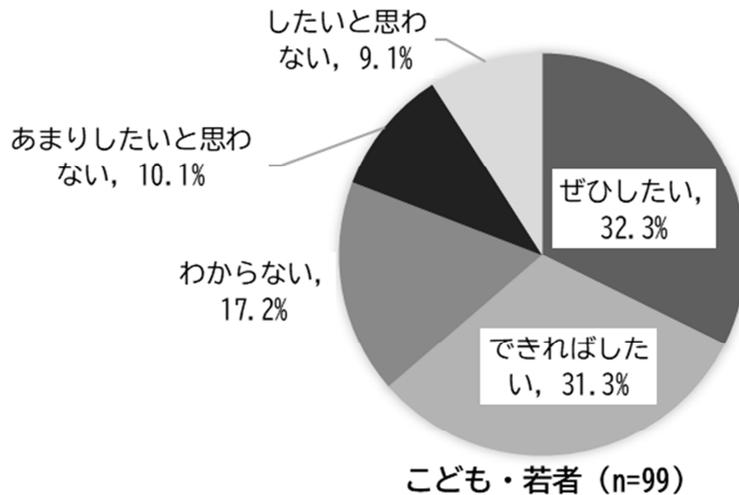
こども・若者 (n=99)



④ 結婚・子育てに関する意識について

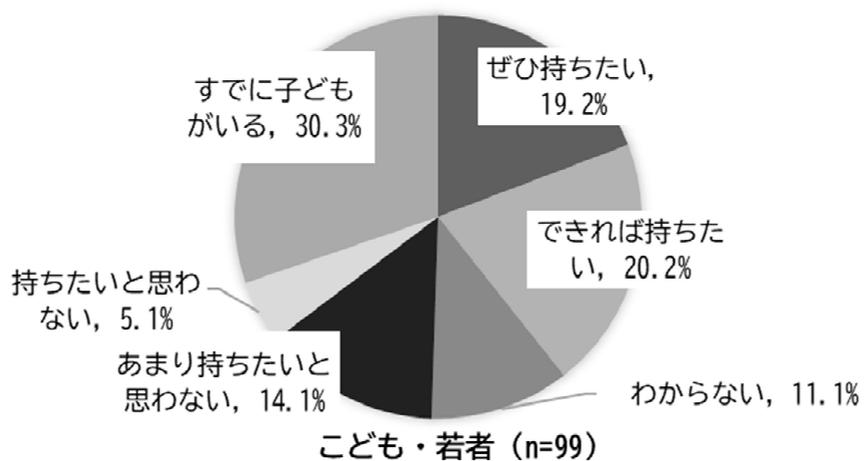
問 あなたは将来、結婚したいと思いますか。

- 「できればしたい」が最も高く31.3%、次いで「ぜひしたい」が32.3%となった。肯定的意見（「ぜひしたい」、「できればしたい」）は63.6%であり、過半数が結婚について前向きであるといえる。



問 あなたは将来、子どもを持ちたいと思いますか。

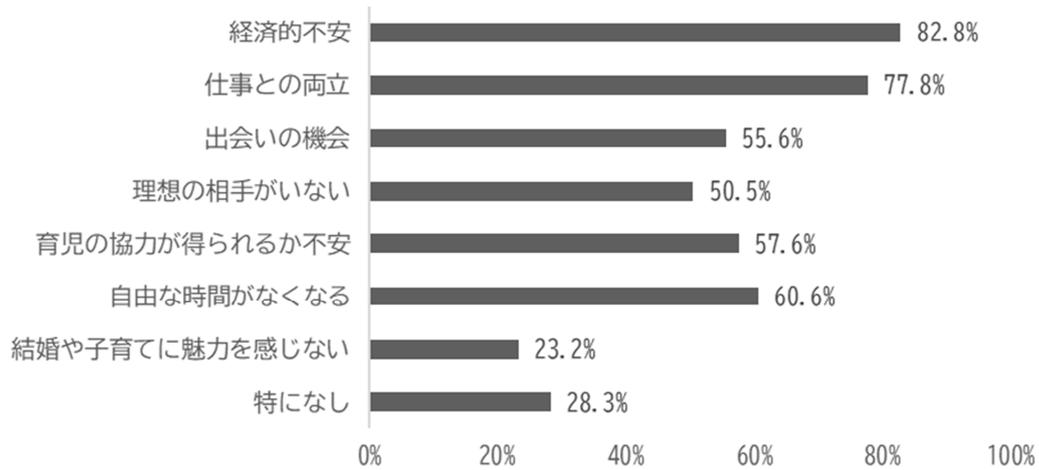
- 「すでに子どもがいる」が最も高く30.3%、次いで「できれば持ちたい」が20.2%となった。



問 結婚や出産、子育てに関する不安や障壁について、当てはまるものを教えてください。

- 「経済的不安」が最も高く82.8%、次いで「仕事との両立」が77.8%となった。
- 自由記述においては、上記以外に小児科の不足や休日保育等の不足といった「子育てインフラ・サービスの不足」についても複数の意見があった。

こども・若者 (n=99)

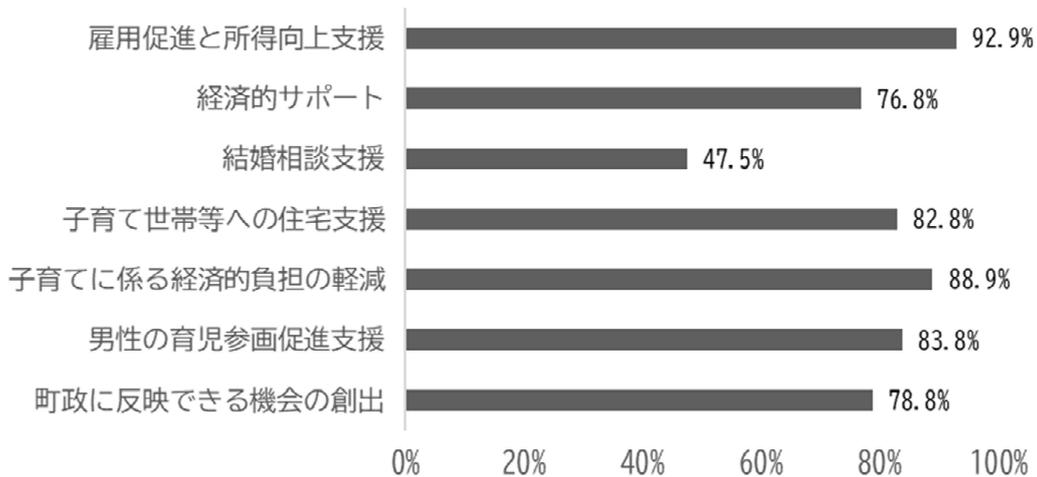


⑤ 町の施策とあなたの意見について

問 外ヶ浜町が若者の支援や子育て支援に関して、特に力を入れるべきだと思うことについて、当てはまるものを教えてください。

- 「雇用促進と所得向上支援」が最も高く92.9%、次いで「子育てに係る経済的負担の軽減」が88.9%となった。

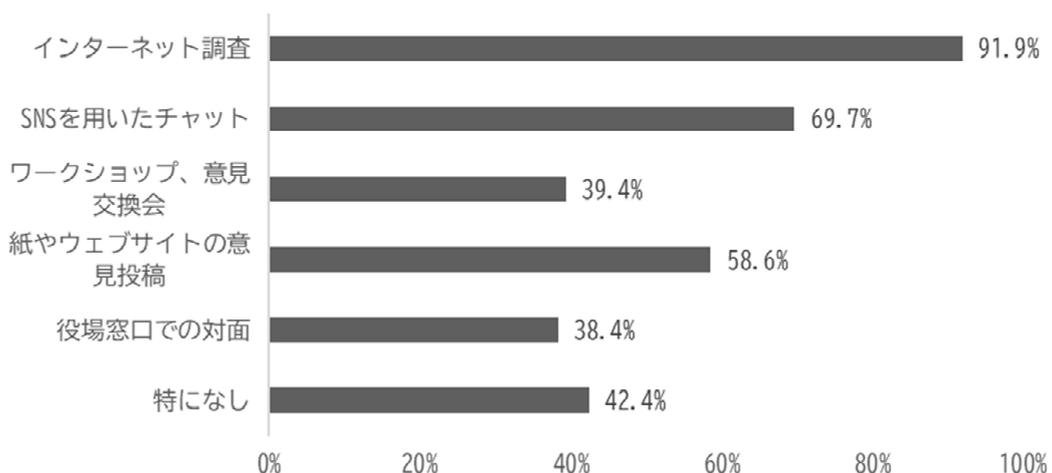
こども・若者 (n=99)



問 あなたが、町の政策について意見を伝えたいとき、どのような方法であれば伝えやすいですか。

- 「インターネット調査」が最も高く91.9%、次いで「SNS等を用いたチャット」が69.7%となった。

こども・若者 (n=99)



⑥ 自由記述

問 外ヶ浜町がもっと若者にとって魅力的なまちになるために、自由にご意見・ご提案をお聞かせください。

No	カテゴリー	主なご意見の内容
1	商業・遊び場・居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングモール、飲食店、カフェなど、若者が集まれる場所がほしい。 ・バスケットコートなど体を動かせる場所がほしい。 ・市内にいかなくても暮らせるスーパーや娯楽施設がほしい。
2	風土・意識改革	<p>「男尊女卑」や「外部の人を受け入れない」閉鎖的な風習を変えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若者の意見が通りにくい」ように感じる。 ・古い考えの人だけで決めても若者が望むものはわからない。
3	住宅・空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限のない町営住宅の整備してほしい。 ・空き家をリノベーションして安く提供してほしい。 ・実家の老朽化や建て替え困難に対応する住宅支援してほしい。

3 こども・若者の意見聴取

(1) 開催目的

こども計画においては、こども施策の当事者であり、権利の主体であるこども・若者に意見を表明してもらい、その意見を本計画に反映させることが求められています。こどもたちの考えや意識を把握し、本計画の参考とするために、座談会形式のワークショップ「小・中学生と町長の放課後トーク」を開催しました。

(2) 開催日時・参加者・トークテーマ

開催日 : 1回目 2025年(令和7年)12月1日(月)

2回目 2025年(令和7年)12月3日(水)

開催場所 : 1回目 蟹田中学校

2回目 三厩小中学校

参加者 : 1回目 蟹田小学校、中学校 学生(計9名)

2回目 三厩小学校、中学校 学生(計4名)

トークテーマ: もしも私が町長だったら! ~こども町長からの提案~

蟹田小学校・中学校



三厩小学校・中学校



(3) 主な提案内容・フリートークでの意見

① 蟹田小学校・中学校

各学校から下記を主たるテーマとして、提案をいただきました。

蟹田小学校: トップマスト周辺の改善を通じた地域活性化について

蟹田中学校: 「町にほしいもの・こと」と「私たちにできること」

② 三厩小学校・中学校

各学校から下記を主たるテーマとして、提案をいただきました。

三厩小学校: 三厩地区での暮らしをより豊かにするための提案

三厩中学校: 3つの「移動販売」を通じた豊かな暮らしへの提案

もしも私が町長だったら！ ～こども町長からの提案～（蟹田小学校・中学校）

町の課題、将来の希望	町長だったら行う施策
<p>トップマストは観光客も町民も訪れる場所だが、下記課題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物が古く、観光客もすぐ帰ってしまう。 ・短い時間で観光する人も満足できない。 ・子供だけで来るときは遊具が少なく、ただ歩いたり、中に入るこしかできない。 ・遊具は少しあるが、回ったり壊れて危ないものが多い。 ・せっかく来ても観光するところがない。 ・近くに手軽に買い物ができる場所がない。 	<p>トップマスト周辺の環境を改善し、地域を活性化するため以下の施策を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> ①こどもが遊べ、大人が休憩できるような公園をつくる ②コンビニや飲食店を誘致し、出店してもらう ③名物食材を用いたお料理アレンジフェスや特産品を用いた朝市のイベントを開催する
<ol style="list-style-type: none"> ①下記のような町づくりがしたい <ul style="list-style-type: none"> ・老若男女や国籍問わず、楽しく過ごせる町 ・遊ぶ場所が多く楽しい町 ・綺麗な町 ・石浜、平館の方も含めて発展している町 ②中学生目線では、下記の悩みがあり、町の課題と感じている <ul style="list-style-type: none"> ・学生の安全（街灯が少ない、熊がでるetc） ・交通が不便 ・遊ぶ場所が少ない 	<p>以下の施策を行う。中学生は下記施策を行うにあたり、ゴミ拾い等のボランティア活動、SNSでの情報発信等の協力を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①街灯整備（蟹田駅のステップロードにLED等を設置する） ②身体を動かせる場所を増やす（スポーツウォールの設置、スポーツクラブ等を出店してもらう、既存の公園の遊具の改修） ③友人と気軽に集まれる場所を増やす（友達と気軽に集まって勉強等ができるような場所（カフェ等）を作る） ④店舗等を出店を促進する（100円ショップの誘致や、空き家を利用した書店づくり等を行う） ⑤大平山元遺跡を観光名所とする（SNS発信、交通改善）
<p>蟹田小学校 蟹田中学校</p>	

もしも私が町長だったら！ ～こども町長からの提案～（三厩小学校・中学校）

町の課題、将来の希望	町長だったら行う施策
<p>三厩地区には、下記課題があると考えている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三厩には診療所はありますが、病院がない。診療所は毎日やっているが、午前中に終わってしまう。 ・三厩の観光スポット「龍飛灯台」と「義経寺」は年々観光客が徐々に減ってきている。 ・除雪はしてもらっているが、雪が多くしきれていない時がある。 ・こども・若者が身体を動かせる場所が少ない。 ・スーパーマーケットがなく、蟹田や青森市に行かなければならない 	<p>三厩地区の活性化するため以下の施策を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> ①病院を建てること ②観光客を増やせるようにサイトなどに詳しく掲載すること ③除雪をよりがんばること ④室内で遊べる場所を作ること ⑤三厩にスーパーマーケットなど、日用品が買える場所を建てること
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や交通網が弱体化しており、移動の負担が増している ・物価が上昇しており、生活に係る支出が増加している ・コンビニには生鮮食品や赤ちゃん用品がなく、生活必需品を買うには蟹田や青森市に行く必要がある ・診療所の診療時間が午前中と短く、高齢者等の利用がづらい 	<p>下記3つの「移動販売」を行うことで移動の負担を減らしつつ、暮らしの安定を図る。なお、中学生は移動販売時の「チラシ作成やSNS等の周知活動」、「移動販売がきたとわかる音楽等の作成」を担当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①100円均一の移動販売 ②医療の移動販売（医者薬剤師たちが車・バスで定期的に移動して診療・薬の販売をしてくれる） ③生鮮食品等の移動販売
<p>三厩小学校 三厩中学校</p>	

4 アンケート調査、こども・若者の意見聴取から見た課題

(1) 経済的不安と仕事と子育ての両立

- 保護者の悩みとして、以下のとおり経済的な不安を多く抱いていることが見受けられます。
 - ① 過半数が、将来のこどもの進学について、経済的不安を抱いている
 - ② 食費を切り詰めた等の経験が2023年に比べて増加している
 - ③ 仕事と子育ての両立支援要望として「経済的負担の軽減」が最も多く挙げられている
- こども・若者の悩みにおいても、保護者と同様に経済的な不安を多く抱いていることが見受けられます。
 - ① 仕事や職場の状況について、「賃金が低い」が最も多く挙げられている
 - ② 経済的な悩みや不安について、「税金や社会保険料の負担が大きい」、「貯蓄ができない」といった声が挙げられている
 - ③ 若者が外ヶ浜町に住み続ける、あるいはUターンするために重要なものとして「安定した収入が得られる環境」が挙げられている
 - ④ 結婚や出産、子育てに関しての不安や障壁として、「経済的不安」を最も多く挙げている
- 保護者は、仕事と子育ての両立について、「両立できている」との回答が多いものの、両立が困難であるとの回答も一定程度存在します。育児休業の取得状況については、2023年に比べて改善傾向にあるものの、父親の取得率は16.6%と未だ低い状態にあります。
- こども・若者が考える結婚や出産、子育てに関しての不安や障壁として、「経済的不安」に次いで「仕事との両立」が挙げられている。
- 上記の結果、「経済的な不安」、及び「仕事と子育ての両立」に対する支援が求められていると考えられます。

(2) こども・若者の「居場所」と「遊び場」の不足

- 小学生・中学生のアンケートでは、「気軽に集まって活動できる場所がない」と感じる人が多く、要望として「雨や雪の日でもからだを動かして遊べる場所」や「憩いの場」を求める声が多く挙げられています。
- 保護者からのアンケートにおいても、特に力を入れてほしい施策として「遊び場、子育て支援拠点などの支援」が多く挙げられています。
- こども・若者の意見聴取においても、「遊ぶ場所が少ない、遊具があっても壊れているものがあり危険だ」との声があります。
- 上記のことから、こども・若者の「居場所」と「遊び場」が不足しており、これに対する支援が求められていると考えられます。

(3) 医療提供体制、生活利用施設の不足

- 保護者の悩みとして、下記の通り、医療提供が可能な場所が町内に少ないこと、子供の病児保育等がないことが挙げられています。
 - ① 保護者が仕事と子育ての両立で負担に感じることで、「急病時に仕事を休まなければならない」が全年代で6割～8割を超えています
 - ② 小学生・中学生保護者の今後利用したいと思う保育・教育サービス等は、「放課後児童クラブ」に次いで「病児・病後児保育」です
- こども・若者の意見聴取においても、「診療所の診療時間が短く不便」との声が挙げられています。
- 生活利用施設（生活必需品の購入等を行える場所や、日々利用する設備の状況）について、こども・若者のアンケート及び意見聴取において、「店舗が少ない」、「生鮮品を購入できるスーパーマーケットがない」、「街灯が少なく危険を感じる」等の意見が挙げられています。
- 上記のことから、医療提供体制、生活利用施設が不足しており、これに対する支援が求められていると考えられます。

(4) 困難な状況にある全てのこども・若者・保護者への支援

- 保護者のアンケートでは、80%以上が子育ての悩みについて誰かに相談できると回答しているものの、各保護者の5%～16%は「誰にも相談しない」と回答しており、民生委員や保健師への相談割合は低い傾向にあります。
- 中学生のアンケートでは、「学校でいじめがあると思うか」、「いじめられた経験があるか」についてそれぞれ10.2%, 11.9%が「ある」と回答しており、学校でいじめが発生している可能性が示唆されています。
- 小学生、中学生のアンケートでは、「悩みや心配なことがあるとき、誰に相談しますか」についてそれぞれ17.6%, 37.3%が「誰にも相談しない」と回答しています。
- 上記のことから、誰にも相談しない（できない可能性がある）方々が保護者及びこども・若者に一定程度存在することから、地域の相談機関（福祉課、民生委員等）について今後活用してもらう機会を増やすよう周知徹底や普及に努め、相談体制の整備について再検討する必要があります。



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

町の将来を担う子ども・若者は地域の宝です。子ども・若者が健やかに育つことは町民すべての願いです。

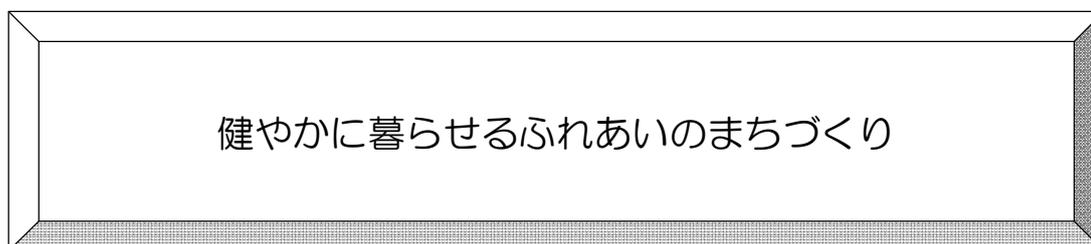
本計画は、子ども大綱を勘案し、全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すものです。

そのため、本計画では、子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健やかに成長することができるよう、切れ目のない支援を行うとともに、ライフステージごとに必要となる支援を行います。

また、地域の活力を維持していくためには、子ども・若者の減少幅を減らしていくことも必要となります。そのため、外ヶ浜町の良さである「地域の人々が子どもに優しく、見守ってくれている」を活かしつつ、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供することにより、子育て家庭が不安や悩みを解消し夢や希望をもって幸せな生活を送り、未来へ新しい命をつなぐことができる、持続可能なまちづくりを目指します。

上記の通り、町の将来を担う子ども・若者が健やかに育ち、子育て家庭が幸せな生活を送り、未来へ新しい命をつなぐことができるまちづくりを目指すことから、本計画は、外ヶ浜町第三期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「健やかに暮らせるふれあいのまちづくり」とします。

基本理念



2 施策の基本目標

本計画では基本理念を実現するために、以下の4項目を基本目標として共生社会を目指すことを意識し、こども・若者・子育て家庭に係る施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ 子育て家庭が夢や希望をもって子育てができるまちづくり

- 子育て当事者の悩みである「経済的な負担」、「仕事と子育ての両立」によって、こどもを産み、育てることを諦めることがないよう支援します。
- 安心して子育てに取り組めるよう、引き続き子育て支援サービス、保育サービスを推進します。
- 誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、子育て当事者が抱える不安や悩みを相談できる体制を整備します。

基本目標Ⅱ こどもが一貫して健やかな成長を遂げることができるまちづくり

- こどもの人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進を図られるよう、必要な施策を推進します。
- こどもが健やかに育ち、そして様々な体験をしながら成長することができるよう、必要な施設等の整備を支援します。
- こどもが安心して暮らしていけるよう、設備の更新等を推進します。

基本目標Ⅲ 若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができるまちづくり

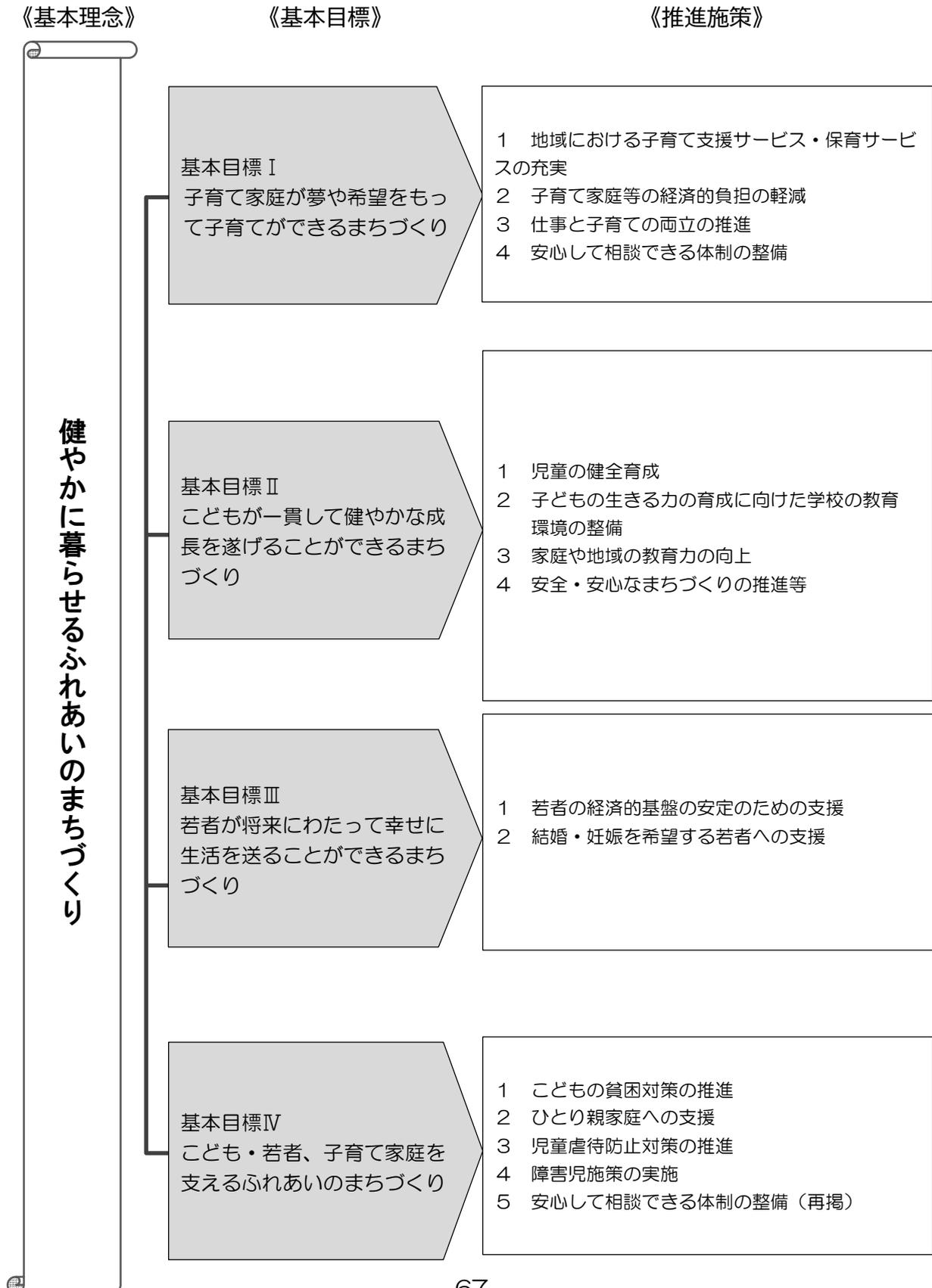
- 若者の最も大きな悩みである雇用や経済的不安について支援し、より幸せな生活を送ることができるよう支援します。
- 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制を充実することで、適切なサポートを提供できる環境を整え、安心して生活できる地域を目指します。
- 若者が求める生活必需品を購入できるような店舗等の誘致を推進します。

基本目標Ⅳ こども・若者、子育て家庭を支えるふれあいのまちづくり

- 虐待やいじめ等からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面するこども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れ、その他の事情等により、支援や配慮を必要とするこども・若者が必要な支援を受けられるよう施策を推進します。

- 地域の相談機関の利用が増えるよう普及に努め、相談体制の整備を推進します。

3 施策の体系図





推進施策の展開

第4章 推進施策の展開

基本目標Ⅰ 子育て家庭が夢や希望をもって子育てができるまちづくり

課題と方針

- 子育てや教育にかかる費用、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況など、子育てに様々な負担を感じる保護者が多くいます。その中でも特に「経済的な負担の軽減」が保護者からは多く求められています。
- 依然として父親の労働時間が長く、育児休業取得率が低い状況にあり、母子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況も指摘されています。
- 若者において、「結婚したい」という肯定的意見は63.6%を占める一方で、結婚に対する障壁や不安として「経済的不安」や「仕事との両立」に不安を感じている意見が多く寄せられています。
- 若者が希望した場合に結婚し*、その後共働き家族をはじめとしたすべての子育て家庭へ支援を行うために、経済的不安の軽減、地域における様々な子育て支援サービス・保育サービスの充実による心身の負担軽減、気軽に相談できる体制整備が必要です。

*若者の結婚に対する支援・施策については、基本目標Ⅲ「若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができるまちづくり」にて記載する。

施策の取り組み

推進施策1 地域における子育て支援サービス・保育サービスの充実

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
保護者が子育てに関する情報が入手しやすいかについて、「子育てしやすい環境*」だと思う割合 *「そう思う」、「ややそう思う」の合計割合	(就学前) 25.8% (小学校) 14.9% (中学校) 18.5%	(就学前) 30.0% (小学校) 20.0% (中学校) 25.0%
風のまちこども園の教育・保育内容や環境について、「満足している*」割合 *「満足」、「やや満足」の合計割合	96.6%	現状維持
風のまちこども園の延長保育に関して「満足している*」割合 *「満足」、「やや満足」の合計割合	90.1%	現状維持
保育園措置者数、利用率 ※2025年4月時点	措置数32人 利用率68%	現状維持

(2) 施策の方向性

- 地域において子育て家庭の様々な負担を軽減するため、地域における子育て支

援・保育サービスの充実を目指します。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付 及び妊娠届時保健指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導。	福祉課
妊婦一般健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査。	福祉課
乳幼児医療費給付事業	就学前までを対象に、乳幼児の医療費を助成（所得制限あり）。	福祉課
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種。	福祉課
乳児健康診査の実施	乳児の疾病異常の早期発見及び親の育児不安の解消を図る。	福祉課
幼児健診 (1歳6か月児) (2歳児)	月齢にあわせた幼児の成長発達について異常を早期発見するとともに虐待予防の視点も含め保護者に保健指導を行う。	福祉課
3歳児健康診査の実施	月齢にあわせた幼児の成長発達について異常を早期発見するとともに虐待予防の視点も含め保護者に保健指導を行う。	福祉課
事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	福祉課
新生児訪問	保健師、助産師による、新生児の発育状況観察及び保健指導。産婦の健康状況の観察。	福祉課
乳幼児訪問指導の充実	町内在住の乳幼児及びその親を対象とし保健師が訪問指導を行う。	福祉課
離乳食試食提供	乳児健診後に、町食生活改善推進員による離乳食の試食を行い、早期から食について考え実践できるよう促す。	福祉課
乳幼児歯科保健指導	各幼児健診にて、う歯予防に関する保健指導を行うとともに希望者にはフッ化物歯面塗布を行う。	福祉課
むし歯予防教室	幼児期から歯磨き、手洗い等、基本的な生活習慣を身につけてもらうため、こども園にて実施。	福祉課
思春期教室	中学生を対象に助産婦による思春期講話、保健師等による体験学習を行う。	福祉課
子育てサークルへの支援	子育てサークルが自立して活動するために側面的に支持する。	福祉課
子育て相談（こども園）の充実	こども園において、子育て相談や情報を提供する事業。 ※専用相談室の設置。	福祉課
家庭児童相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	福祉課
通常保育事業の推進	受け入れ体制の整備。	福祉課 (こども園)
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	福祉課 (こども園)
障害児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受け入れた保育事業。	福祉課 (こども園)
こども園地域活動事業の推進	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動を促進するため、こども園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	福祉課 (こども園)

推進施策２ 子育て家庭等の経済的負担の軽減

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
保護者が将来のお子さんの進学について、経済的な不安が「ある*」と回答する割合 *「大きな不安がある」、「少し不安がある」の合計割合	(就学前) 77.4% (小学校) 88.9% (中学校) 77.8%	(就学前) 70.0% (小学校) 70.0% (中学校) 70.0%
保護者が「食費を切り詰めた*」と回答した割合 *「よくあった」、「ときどきあった」の合計割合	(就学前) 35.5% (小学校) 51.9% (中学校) 62.9%	(就学前) 30.0% (小学校) 50.0% (中学校) 50.0%

(2) 施策の方向性

○地域において子育て家庭の様々な負担を軽減するため、地域における子育て支援・保育サービスの充実を目指します。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
子育てのための施設等利用給付	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。	福祉課
外ヶ浜町出産祝金	外ヶ浜町に住所を1年以上有する方が、第2子までの子を出産した際、お祝いとして【10万円】を支給する。	福祉課
外ヶ浜町エンゼル育成事業	外ヶ浜町に住所を3年以上有する方が、第3子以降の子を出産した場合、＜誕生時＞＜小学校入学時＞＜中学校入学時＞にそれぞれ【10万円】を支給する。	福祉課
出産祝品贈呈事業	こどもを出産した方に、授乳服・授乳用下着セットをプレゼントする。	福祉課
保育料無償化	外ヶ浜町に住所を有する就学前児童の保育施設入所の場合は保育料無償	福祉課
おむつ無償化	0歳児から2歳児の保護者に対しておむつ代相当額の給付を検討する。	福祉課
外ヶ浜町乳幼児・児童医療給付事業	外ヶ浜町に住所を有する、高校卒業までのこどもの保護者に対し、医療費を助成	福祉課
外ヶ浜町学校給食費給付事業	小学校・中学校の給食費無料	学務課
入学祝支給事業	小学校・中学校・特別支援学校に入学する児童・生徒に学校指定の運動着一式を支給。	学務課
通学定期券購入費助成金	高校生が通学で利用する鉄道の定期券購入費の3割を助成	学務課
新生活準備応援助成事業	中学・高校卒業時に必要となる物品購入などの費用を助成。中学校卒業時【上限5万円】高校卒業時【上限8万円】	学務課
卒業アルバム作成費助成事業	小中学校の卒業アルバムの作成費用の保護者負担分を助成する。【上限2万円】	学務課

推進施策3 仕事と子育ての両立の推進

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
父親のこどもが生まれた際に育児休業を取得した割合	(就学前) 16.6%	(就学前) 25.0%
保護者が現在のお仕事と子育ての両立が「できている*」と回答する割合 *「無理なく両立できている」、「なんとか両立できている」の合計割合	(就学前) 74.2% (小学校) 63.0% (中学校) 75.9%	(就学前) 80.0% (小学校) 70.0% (中学校) 80.0%

(2) 施策の方向性

- 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。
- 事業主及び企業（主に中小企業）に対し、働く方（労働者）が、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境の整備の取り組みを促進するための情報提供や相談窓口等の支援体制を強化していきます。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	総務課
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	総務課
再就職セミナーの開催協力	育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	総務課
労働相談・職業相談の開催協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。	総務課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善。	総務課 福祉課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知。	総務課
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	総務課
一時保育事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業。	福祉課 (こども園)
病児保育事業の検討*	保護者からのニーズが多い病児保育事業について、青森県域連携中枢都市圏事業を活用するなど、受入れ体制の確保を検討します。	福祉課

*検討を進めるものであり、実施中の事業ではございません。

推進施策4 安心して相談できる体制の整備

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
保護者が日ごろ、子育てについて相談する相手が「誰もいない」と回答する割合	(就学前) 9.7% (小学校) 16.7% (中学校) 5.6%	(就学前) 現状維持 (小学校) 10.0% (中学校) 現状維持
こども・若者が悩みや心配事を気軽に相談できる人が「いない*」と回答する割合 *「いない」、「あまりいない」の合計割合	28.3%	20.0%
中学生が「いじめがあると思う」、「いじめられている」と回答する割合	いじめがある 10.2% いじめられている 11.9%	いずれも0%

(2) 施策の方向性

○子育て家庭、及びこども・若者が悩み等を一人で抱え込まず、気軽に相談ができる体制を整備します。

○特に、子育て家庭に対しては、新たに設置した「こども家庭センター」と地域の様々な関係専門機関とのネットワークを構築し活用しながら、ワンストップ相談窓口の整備を図り、妊娠期、出産期(産後ケア)、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供や相談支援を行い、個々に必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな支援を行います。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
子育て相談(こども園)の充実	こども園において、子育て相談や情報を提供する事業。	福祉課
家庭児童相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	福祉課 (こども家庭センター)
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	福祉課 (こども家庭センター)
相談体制の充実	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の充実。	福祉課 (こども家庭センター)
虐待に関する相談の充実	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援及び、町内のこども園及び児童相談所との定例連絡会を開催し、情報共有を図る。	福祉課 (こども家庭センター)

事業名	事業の内容	担当課
町公式 LINE こどもなんでも相談窓口	子ども・子育て関連のあらゆる相談を町公式LINE で受け付ける。	福祉課 (こども家庭センター)

基本目標Ⅱ こどもが一貫して健やかな成長を遂げることができるまちづくり

課題と方針

- 出生から青年期まで、こどもの発達段階に応じて、そのニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細かな施策の推進が求められています。
- 具体的には、こどもの人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進を図られるよう、必要な施策を推進します。
- こどもが健やかに育ち、そして様々な体験をしながら成長することができるよう、必要な施設等の整備を支援します。
- こどもが安心して暮らしていけるよう、設備の更新等を推進します。

施策の取り組み

推進施策1 児童の健全育成

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
小学生・中学生が「こどもまんなか社会」について理解している割合	-	30.0%
中学生が気軽に集まったり、活動したりできる場所が町に「ある*」と回答する割合 *「十分ある」、「ある程度ある」の合計割合	44.1%	50.0%

(2) 施策の方向性

- こどもに対して、こどもの権利についての理解を深める施策を支援します。
- 地域においてこどもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等が行える、すべてのこどもを対象とした放課後や週末等にも安全・安心な居場所づくりを推進します。

○地域においてこどもが自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等が行えるよう、移動手段の確保を図ります。

○こどもが意見を伝えやすい環境を整えます。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
公民館運営の充実	こどもの居場所づくりに向けた既存の公民館の活用。学童教室を中心とした各種イベントの開催。	社会教育課 (中央公民館)
そとがはま「みんなの居場所」の開催	夏休み・冬休みの子どものための居場所づくりイベントを開催。食事の提供や体験活動を行う。	福祉課
学校施設開放の促進	こどものスポーツ活動の場としての休日の学校施設開放の促進。	社会教育課
体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	社会教育課
高齢者とこどもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業。	社会教育課
農業体験活動事業	小学校において田植え、稲刈り体験を行う。	学務課
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に関わる就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	学務課
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。	福祉課
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布。	福祉課
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	推進員による青少年の見守り、声掛けなどの実施。	福祉課
街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止。	総務課
小学校、こども園、子育てサークル等での読み聞かせの充実	保育士、教諭、図書館司書、ボランティアグループによる読み聞かせの定例的な開催。	社会教育課 (公民館)
小学校、こども園、放課後児童クラブ等への団体貸出の推進	団体貸出用児童図書を充実し、団体貸出利用を推進。	社会教育課 (公民館)
学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実等の整備を図る。	社会教育課 (公民館)
町営バス等の運行体制整備	J R (津軽線・新幹線) 接続や生活拠点施設の経路を考慮した町営バスの運行体制を整備。	企画政策課

推進施策2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
小学生が「授業がわかりやすい」と回答する割合 *「わかりやすい」、「大体わかりやすい」の合計割合	(小学校) 97.1%	現状維持

(2) 施策の方向性

- こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、こども、学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実等の取り組みを推進します。
- 豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域（農林漁業等）と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。
- 食事を通して「健康な体・心・生きる力」を育むため、外ヶ浜町の特性をいかした食育を推進します。
- こどもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、「すこやかな身体の育成」を推進します。
- こどもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。
- 学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

※本計画の「食育」に関する記述は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく、外ヶ浜町食育推進計画として位置づけられています。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し。	学務課
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取り入れと個々に応じたきめ細やかな指導。	学務課
英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の小・中学校への派遣及びこども園への派遣。	学務課
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用。	学務課
児童生徒を対象とした海外研修や外国語	広い視野と国際感覚を兼ね備えた人を育成することを目的に、町の負担で児童生徒を対象とした海外研	学務課

事業名	事業の内容	担当課
研修の実施	修や外国語研修などを実施。	
GIGAスクール構想に基づくタブレット配布	小中学生に対して、タブレットを1つ配賦。	学務課
地域教育力・体験活動推進事業	学校内外を通じた奉仕活動・(長期宿泊)体験活動の推進を行い、地域の教育力の向上を図る。	学務課
体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫。	学務課
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	学務課
軽スポーツ教室	生涯にわたり楽しめるニュースポーツを紹介する教室の実施。	社会教育課
健やかな体の育成・食育の充実	給食を通じた栄養の知識や食の大切さの指導。地産地消を推進しながら食育を実施。	学務課
健康教育(保健)	関係機関・団体との連携等による指導の充実。精神保健対策として、小・中学生を対象とした「SOSの出し方研修」を行う。	福祉課
歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発のため、う歯ゼロ児童・生徒を町健康まつりにて表彰する。	福祉課
食育の推進	知育・徳育・体育を支える食育を推進し、こどもが生涯にわたって豊かな人間性をはぐくんでいく基礎をつくる。	福祉課
信頼される学校づくり	活動への補助及び行事への協力。	学務課
各小中学校PTA連絡協議会への支援	活動への補助及び行事への協力。	社会教育課
子育てのための施設等利用給付	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。	福祉課
障害児保育事業の推進	(再掲)	福祉課 (こども園)

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
小学生が「授業がわかりやすい」と回答する割合 *「わかりやすい」、「大体わかりやすい」の合計割合	再掲	再掲

(2) 施策の方向性

- 家庭教育はすべての教育の出発点であり、倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすことから、早寝早起きや朝食を摂るなど基本的な生活習慣の育成を図ることを推進します。
- 育児不安や児童虐待の背景として、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習

機会や情報の提供を行います。

- 子育て経験者等を「子育てサポート」として養成・配置等することで、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。
- 地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用したこどもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツに対するこどもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催。	社会教育課
家庭教育支援総合推進事業	親等が参集する様々な機会を活用し家庭教育に関する学習機会を提供する。また子育てサポーターを配置し、広域的に家庭教育支援対策の推進に努める。	社会教育課
家庭教育インストラクターの養成	家庭教育に関する高度な内容を研修し、地域に密着した家庭教育支援者を育成する。	社会教育課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	福祉課
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動の推進。	社会教育課
こども会等地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進。	社会教育課
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	社会教育課
総合型地域スポーツクラブの整備	総合型スポーツクラブの整備を進める段階において、スポーツ指導者の確保とスポーツ環境の整備を図る。これにより、幼少時より一貫した指導が受けられる。教育委員会と町体育協会が進めていく。	社会教育課
スポーツ指導者の育成		社会教育課
スポーツ環境の整備		社会教育課
自然体験講座の開催	森林や河川等の自然にこどもがふれあい、自然を体験するための講座を開催。	社会教育課
学校施設開放の促進	(再掲)	社会教育課

推進施策4 安全・安心なまちづくりの推進等

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
保護者が安心して連れて歩ける歩道等の環境が「整っている*」と回答する割合	(就学前) 48.4%	(就学前) 60.0%
	(小学校) 35.2%	(小学校) 50.0%
*「そう思う」、「ややそう思う」の合計割合	(中学校) 42.6%	(中学校) 50.0%
保護者が安全に遊べる公園や広場が「ある*」と回答する割合	(就学前) 25.9%	(就学前) 30.0%
	(小学校) 13.0%	(小学校) 20.0%
*「そう思う」、「ややそう思う」の合計割合	(中学校) 24.1%	(中学校) 30.0%

(2) 施策の方向性

- こども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に行います。
- 交通事故から次世代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で守るため、教育機関（認定こども園・小中学校等）、警察、道路管理者等が連携・協働し、未就学児及び児童生徒が日常的に移動する経路（キッズゾーン（仮称）・スクールゾーン等）の安全点検を定期的実施するとともに、未就学児や児童生徒及びその親（保護者）、地域住民等を対象に、交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に交通安全教育を行います。
- チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。
- 信号の整備等により、こどもが安全に暮らしていけるような施設整備を推進します。
- 妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
交通安全教室の促進	交通安全母の会による街頭でのこどもへの交通ルールの指導。 警察署、交通指導隊による、街頭での自動車乗車時の交通マナーの指導。	総務課
交通事故・事故防止情報の提供	こどもを交通事故の被害から守るための情報提供。	総務課
チャイルドシート着用の推進	警察署、母親クラブ、交通指導隊による、自動車所有者へのチャイルドシート装着使用の普及啓発の実施。	総務課
チャイルドシートの助成	チャイルドシートの普及啓発を図るため、乳幼児の保護者に購入費用を補助します。	福祉課
交通安全施設の整備	信号の設置要望。	総務課

基本目標Ⅲ 若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができるまちづくり

課題と方針

- 若者において、「結婚したい」という肯定的意見は63.6%を占める一方で、結婚に対する障壁や不安として「経済的不安」や「仕事との両立」に不安を感じている意見が多く寄せられています。
- 若者において、「悩みや心配事を気軽に相談できる人」が「いない・あまりいない」と回答した人は28.3%となっており、気軽に相談できない人が一定程度いる状態にあります。
- 上記を踏まえ、若者の最も大きな悩みである雇用や経済的不安について支援し、より幸せな生活を送ることができるよう支援します。
- 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制を充実することで、適切なサポートを提供できる環境を整え、安心して生活できる地域を目指します。
- 若者が求める生活必需品を購入できるような店舗等の誘致を推進します。

施策の取り組み

推進施策1 若者の経済的基盤の安定のための支援

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
こども・若者が仕事や職場について、「余裕がある」と回答する割合 *「余裕がある」、「どちらかという余裕がある」の合計割合	31.3%	40.0%
町関係期間(役場、商工会、青森スタートアップセンター)への企業誘致、起業の相談件数 年1件以上	-	年1件以上

(2) 施策の方向性

- こども・若者が経済的な不安を感じることなく、将来にわたって自身の希望する生活を送れるよう再就職活動や職業相談を支援します。
- 住民に身近な地方公共団体として、持ち家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。
- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
再就職セミナーの開催協力	再掲	総務課
労働相談・職業相談の開催協力	再掲	総務課

推進施策2 結婚・妊娠を希望する若者への支援

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
こども・若者が、「将来結婚したい*」と思う割合 *「そう思う」、「ややそう思う」の合計割合	63.6%	70.0%
こども・若者が、「将来外ヶ浜町に住み続けたい*」と思う割合 *「ぜひ住み続けたい」、「状況が許せば住み続けたい」の合計割合	50.5%	60.0%

(2) 施策の方向性

○こども・若者において、自身の希望する結婚、妊娠が可能となるように支援します。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付及び妊娠届時保健指導	再掲	福祉課
妊婦一般健康診査の実施	再掲	福祉課
外ヶ浜町出産祝金	再掲	福祉課
外ヶ浜町エンゼル育成事業	再掲	福祉課
出産祝品贈呈事業	再掲	福祉課
保育料無償化	再掲	福祉課
外ヶ浜町乳幼児・児童医療給付事業	再掲	福祉課
外ヶ浜町学校給食費給付事業	再掲	福祉課
青森県(あおり出会いサポートセンター)が運用するマッチングアプリ「AI であう」の情報発信	青森県が所管する「あおり出会いサポートセンター」が運用しているマッチングアプリ「AI であう」の活用を図るため、情報発信等を行います。	企画政策課

基本目標Ⅳ こども・若者、子育て家庭を支えるふれあいのまちづくり

課題と方針

- すべてのアンケートにおいて、少数ではありつつも気軽に相談できる相手がいないと回答している方がいます。
- 中学生のアンケートでは、「学校でいじめがあると思うか」、「いじめられた経験があるか」についてそれぞれ10.2%, 11.9%が「ある」と回答しており、学校でいじめが発生している可能性が示唆されています。
- 虐待やいじめ等からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面することも・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れ、その他の事情等により、支援や配慮を必要とするこども・若者が必要な支援を受けられるよう施策を推進します。

施策の取り組み

推進施策1 こどもの貧困対策の推進

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
保護者が将来のお子さんの進学について、経済的な不安が「ある*」と回答する割合 *「大きな不安がある」、「少し不安がある」の合計割合	再掲	再掲
保護者が「食費を切り詰めた*」と回答した割合 *「よくあった」、「ときどきあった」の合計割合	再掲	再掲

(2) 施策の方向性

- 子育てに関する費用負担や所得の伸びの鈍化等から保護者の経済状況が厳しい状況にあるなか、こどもの貧困の解消に向けた対策に特化したものではありませんが、「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つ観点から支援を行います。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
子育て相談(こども園)の充実	こども園において、子育て相談や情報を提供する事業。	福祉課
家庭児童相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	福祉課 (こども家庭セ)

事業名	事業の内容	担当課
		ンター)
就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に関わる就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	学務課
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。	福祉課
通常保育事業の推進	受け入れ体制の整備。 3号認定の保育料無償化（令和5年10月）及び1・2号認定の副食費無償化（令和6年7月）による保護者の負担軽減。	福祉課
子育てのための施設等利用給付	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。	福祉課
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	福祉課 (こども家庭センター)
相談体制の充実	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の充実。	福祉課 (こども家庭センター)
虐待に関する相談の充実	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援及び、町内のこども園及び児童相談所との定例連絡会を開催し、情報共有を図る。	福祉課 (こども家庭センター)
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のため積極的活用。	福祉課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	福祉課
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	福祉課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	福祉課

推進施策2 ひとり親家庭への支援

(1) 施策の方向性

- 母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援のため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、公共職業安定所等と十分に連携し効果的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及びこども園の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについて情報提供を行い

ます。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	福祉課
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	福祉課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	福祉課
町公式LINE こどもなんでも相談窓口	再掲	福祉課 (こども家庭センター)

推進施策3 児童虐待防止及びヤングケアラー対策の充実

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
児童虐待相談対応件数	4件 (令和6年度)	現状値未滿

(2) 施策の方向性

- 児童虐待防止、及びヤングケアラー負担の軽減により、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。
- 特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、既存の要保護児童対策地域協議会（東津軽郡虐待防止協議会）と関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、関係職員等の資質向上のため県等が実施する講習会等に積極的に参加します。
- 市町村の取り組みとして、子ども家庭総合支援拠点となる健康福祉子どもセンター（子ども相談所）の支援体制の強化と要保護児童対策地域協議会（東津軽郡虐待防止協議会）の充実強化、学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化を図ります。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
虐待に関する相談の充実	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援及び、町内のこども園及び児童相談所との定例連絡会を開催し、情報共有を図る。	福祉課
虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援。	福祉課
要保護児童対策地域協議会の活動	地域の情報交換、関係職員等の資質向上、早期対応を図る。	福祉課
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のため積極的活用。	福祉課

推進施策4 障害児施策の実施

(1) 成果指標

指標	現状	目標(2030)
福祉施設から地域生活への移行者数	-	2名
基幹相談支援センターの設置	設置	事業継続

(2) 施策の方向性

- 障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家庭への支援も併せて行います。
- さらに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、発達障害を含む障害のある児童生徒については、教員の資質向上を図りつつ、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、発達障害者支援センターにおける相談を紹介したり、適切な情報の周知や、家族が適切な育児を行えるよう支援を行います。
- こども園や放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。
- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、県や隣接市町村と連携しながら、医療機関や既存施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児等が在宅で安心した生

活が送れるような環境整備と支援体制の充実を図ります。

(3) 主な事業一覧

事業名	事業の内容	担当課
短期入所事業の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業。	福祉課
妊婦一般健康診査の実施	(再掲)	福祉課
乳児健康診査の実施	(再掲)	福祉課
障害児保育事業の推進	(再掲)	福祉課 (こども園)
障害児デイサービス事業の充実	社会適応訓練を中心としたデイサービス。	福祉課
特別児童扶養手当の支給	「児童福祉法」に基づく手当の支給。	福祉課
障害児福祉手当の支給		福祉課
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特殊学級等での受け入れ。	学務課
重度心身障害児等医療費の支給	重度心身障害児等を対象とした医療費の支給。	福祉課
補助具の交付及び日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付。	福祉課

推進施策5 安心して相談できる体制の整備 (再掲)

基本目標Ⅰ「子育て家庭が夢や希望をもって子育てができるまちづくり」推進施策4にて記載のとおりです。



子ども・子育て支援事業の展開

(外ヶ浜町第三期子ども・子育て支援事業計画 (2025 (令和7) 年3月) 再掲)

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

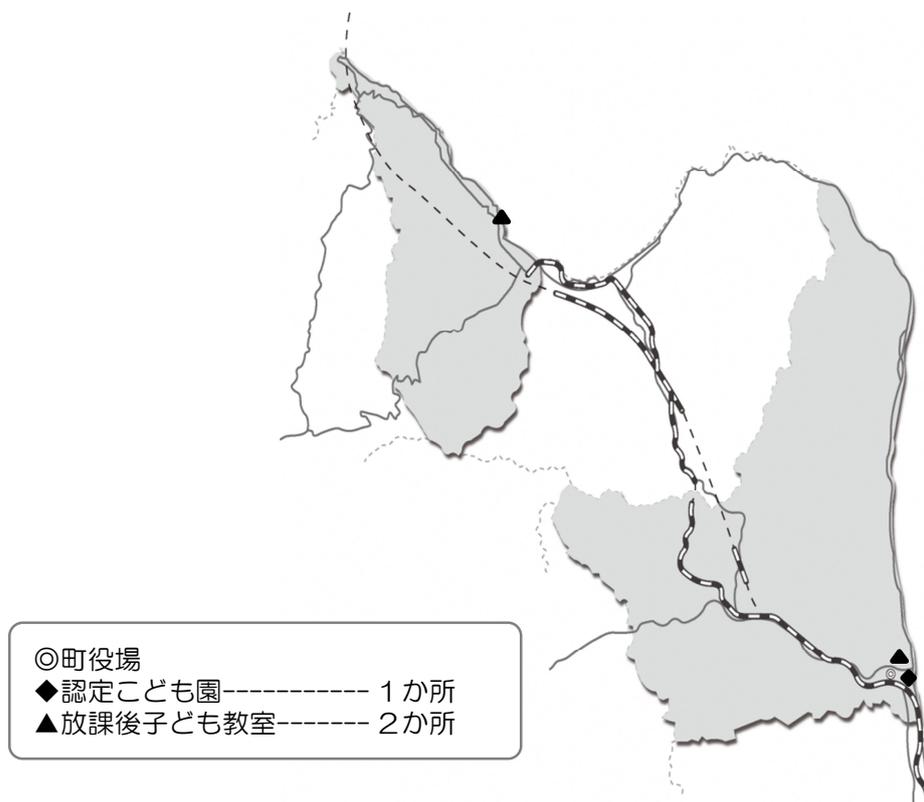
1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ◆本町の子ども人口は0～5歳が47人（2024（令和6）年4月1日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ◆町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ◆地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ◆近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、アンケート結果から子育て家庭の3.6%が町外の保育施設を利用していること。

■ 外ヶ浜町の全域

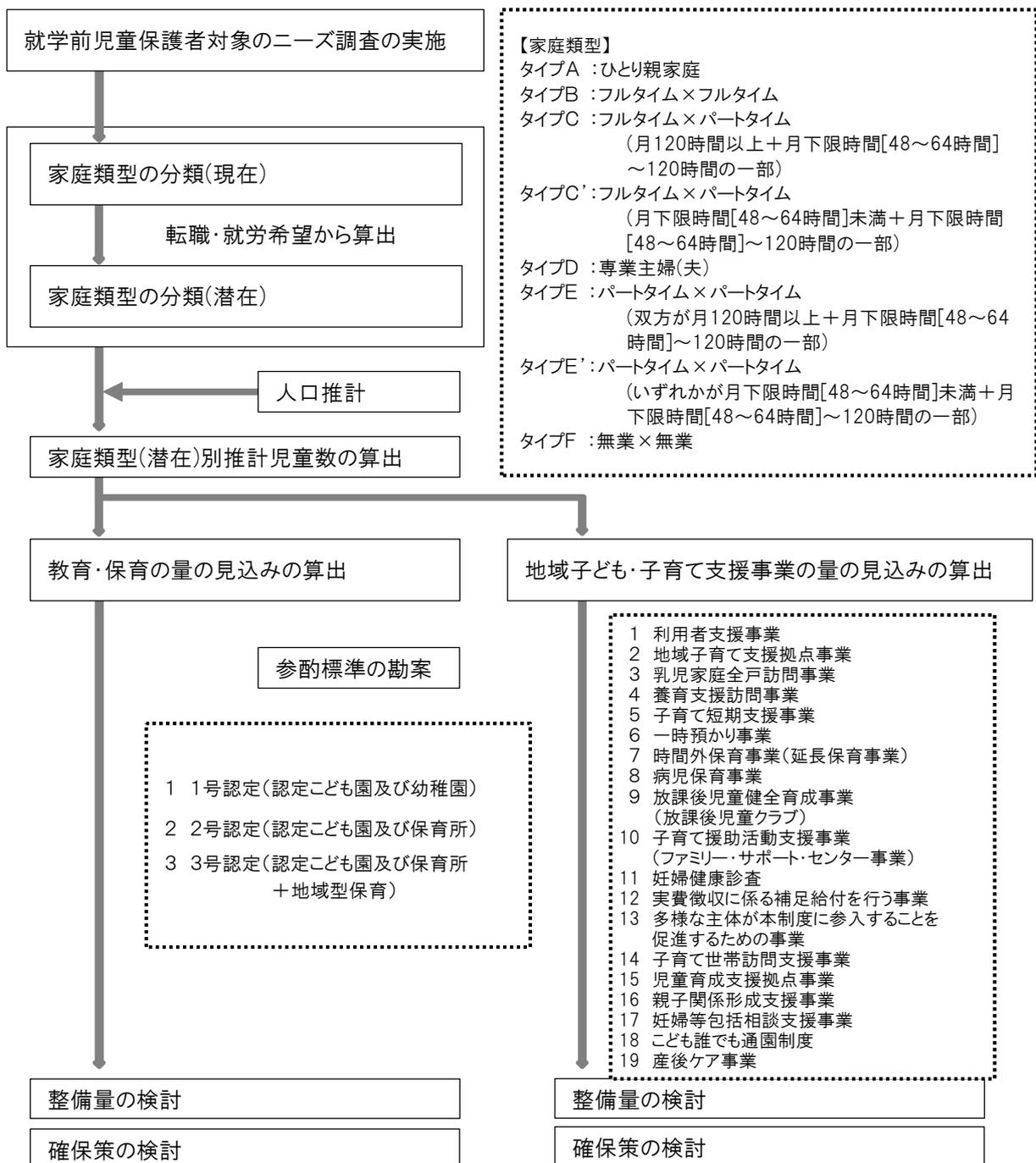


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の60人から2029（令和11）年には34人と推計され26人（43.3%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2022（令和4）年の121人から2029（令和11）年には47人と推計され74人（61.2%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

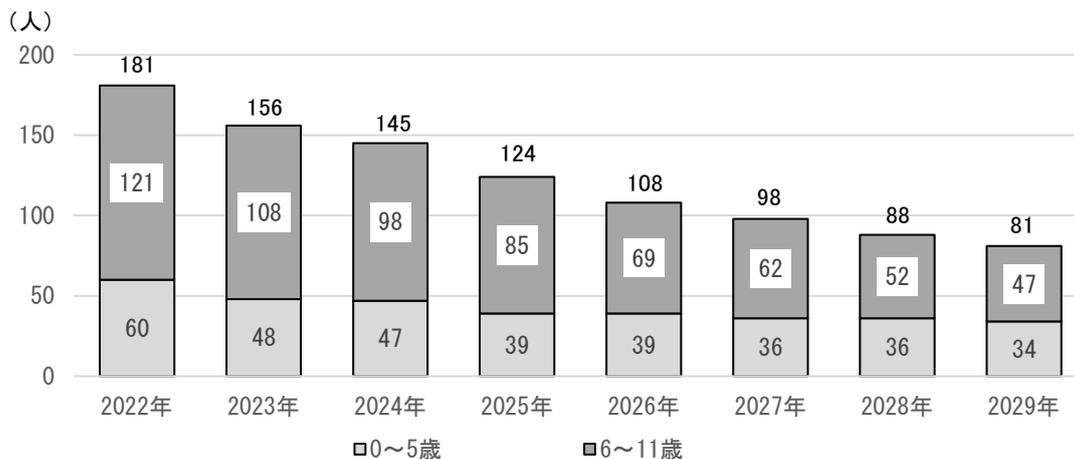
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	181	156	145	124	108	98	88	81
0歳	7	5	6	5	5	5	4	4
1歳	10	5	7	7	6	6	6	5
2歳	6	10	5	7	7	6	6	6
3歳	14	6	9	5	7	7	6	6
4歳	9	13	6	9	5	7	7	6
5歳	14	9	14	6	9	5	7	7
0～5歳	60	48	47	39	39	36	36	34
6歳	15	11	10	13	6	9	5	7
7歳	16	14	12	9	12	6	8	5
8歳	22	15	14	12	9	12	6	8
9歳	24	21	16	14	12	9	12	6
10歳	23	24	21	16	14	12	9	12
11歳	21	23	25	21	16	14	12	9
6～11歳	121	108	98	85	69	62	52	47

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	22.2	22.2	22.2
タイプB	フルタイム×フルタイム	48.1	51.9	51.9
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	18.5	14.8	14.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプD	専業主婦(夫)	7.4	7.4	7.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.7	3.7	3.7
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
タイプA	22.2	9	9	8	8	8
タイプB	51.9	20	20	19	19	18
タイプC	14.8	6	6	5	5	5
タイプC'	0.0	0	0	0	0	0
タイプD	7.4	3	3	3	3	3
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	3.7	1	1	1	1	1
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	39	39	36	36	34

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

- 現在、本町では認定こども園1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は96.4%となっています。また、利用希望をみると「認定こども園」は89.7%、「幼稚園」は6.9%となっています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	7	11	6	5	3
1号認定	7	11	6	5	3
2号認定	0	0	0	0	0
②第二期計画提供量	20	20	20	20	20
1号認定	20	20	20	20	20
2号認定	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	13	9	14	15	17

※2024年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
1号認定	1	1	1	1	1
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	3	3	3	3	3
特定教育・保育施設	3	3	3	3	3
乖離（②－①）	2	2	2	2	2

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現状の提供量が量の見込みを上回っているため、現在の提供体制を維持します。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみるできない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。また、認定こども園は認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

○現在、本町では認定こども園1か所で事業を実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」の利用はない状況となっています。また、利用希望をみると「認可保育所」は3.4%となっています。

■ 保育施設（認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	62	47	47	43	40
2号認定	41	32	30	24	26
3号認定	21	15	17	19	14
0歳	4	5	6	6	3
1歳	12	6	7	5	6
2歳	5	4	4	8	5
②第二期計画提供量	80	80	80	80	80
2号認定	50	50	50	50	50
3号認定	30	30	30	30	30
0歳	3	3	3	3	3
1歳・2歳	27	27	27	27	27
乖離（②－①）	18	33	33	37	40

※2024年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	36	37	35	35	35
2号認定	19	20	19	21	21
3号認定	17	17	16	14	14
0歳	4	4	4	2	2
1歳	6	6	6	6	6
2歳	7	7	6	6	6
②確保目標量	36	37	35	35	35
2号認定	19	20	19	21	21
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	19	20	19	21	21
3号認定	17	17	16	14	14
0歳	4	4	4	2	2
1歳	6	6	6	6	6
2歳	7	7	6	6	6
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○量の見込みに対して現在の提供体制で特に問題はないと考えます。しかし、場合によっては管内保育施設の定員を見直す可能性もあります。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じて認可、不認可を決定します。

② 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じて認可、不認可を決定します。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○令和6年7月「外ヶ浜町こども家庭センター」を開設しており、すべてのこどもその家庭並びに妊産婦等に対し、児童福祉及び母子保健の両機能を効果的に切れ目のない一体的に相談から支援まで実施する事業です。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①必要か所数	—	—	—	—	—
②第二期計画提供量	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	1	1	1	1	1

※2024年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	—	—	—	—	—
その他	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	—	—	—	—	—
その他	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども家庭センター型（その他）として、児童福祉・母子保健の両機能を効果的に切れ目なく一体的に相談、支援に努めていきます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は17.2%の利用希望があります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画提供量	36	36	36	36	36
乖離（②－①）	36	36	36	36	36

※2024年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	32	30	28	27	25
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲32	▲30	▲28	▲27	▲25

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現在入所率が高く、対象となる子どもも少ないため、今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 2013（平成25）年度より実施しており、町内の乳児（生後4か月まで）のいる家庭を町保健師が家庭訪問しています。
- 訪問することで、子育てに関する不安や悩みを聞き、子育て支援や情報提供を行うとともに、親子の心身状況・養育環境を把握することで、適切なサービス提供につなげます。
- 生後4か月までの全戸訪問を目標としていますが、訪問対応できなかった場合は、時期が過ぎても把握に努めています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	7	7	8	7	11
②第二期計画提供量	10	9	8	7	6
乖離（②－①）	3	2	0	0	▲5

※2024年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	5	4	4
②確保目標量	5	5	5	4	4
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○全戸訪問を目標とし、町内全乳児の心身状況・養育環境の把握に努めていきます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	－	－	－	－	－
②第二期計画提供量	－	－	－	－	－
乖離 (②－①)	－	－	－	－	－

※2024年度実績は見込み値

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○乳児全戸訪問事業と連携し、必要に応じて、町の代替事業の中で対応していきます。

③ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離 (②－①)	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2024年度実績は見込み値



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童が出た場合の受け入れ先は必要になるため、近隣市町村と連携をとりながら、受け入れ先の検討など事業実施に向けた検討を行います。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は27.6%の利用があります。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	1,823	2,360	1,737	1,780	1,094
1号認定	1,507	2,262	1,630	1,682	993
2号認定	316	98	107	98	101
②第二期計画提供量	2,839	2,513	2,215	1,966	1,740
1号認定	2,483	2,192	1,936	1,709	1,509
2号認定	356	321	279	257	231
乖離(②-①)	1,016	153	478	186	646

※2024年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	685	495	491	494	491
幼稚園の預かり保育	597	401	401	401	401
幼稚園以外の預かり保育	88	94	90	93	90
②確保目標量	685	495	491	494	491
幼稚園の預かり保育	597	401	401	401	401
幼稚園以外の預かり保育	88	94	90	93	90
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制に不足がでないよう、施設と連携しながら提供体制を維持していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○時間外保育事業は、実利用者数が減少していることから、利用者のニーズに対応した事業の実施が必要となっています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	23	13	14	15	15
②第二期計画提供量	34	30	27	24	21
乖離（②－①）	11	17	13	9	6

※2024年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

実績値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	13	14	13	14	13
②確保目標量	13	14	13	14	13
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○現状の提供量で特に問題はないため、現在の提供体制を維持します。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果をみると、病児・病後児の保育利用者はいませんが、父親・母親が休んで対処した方の62.5%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2024年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	34	35	33	33	33
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲34	▲35	▲33	▲33	▲33

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○ニーズ調査からも利用を望む声が多いため、青森市などと協議をすすめ、受け入れ体制の確保を検討します。

⑤ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 母子手帳交付時に、基本的な妊婦健康診査の受診票14回分、及び超音波検査等の検査受診票を交付し、医療機関（町が委託契約）での受診を勧めています。
- 2014（平成26）年度からは、多胎妊娠の場合は、胎数分の発行（一人当たり14回増）を行い、より充実した内容での健診受診を目標としています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	10	12	6	10	6
②第二期計画提供量	10	9	8	7	6
乖離（②－①）	0	▲3	2	▲3	0

※2024年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保目標量	5	5	4	4	4
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も妊娠届時に受診票を発行し、定期的な受診を推進します。 ○健診結果、検査結果についてはこれまでと同様に医療機関と連携を密にし、必要な場合は妊婦の支援を行い、心身ともに健やかな出産に臨めるよう努めます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果をみると、定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は10.3%となっています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	—	—	—	—	—
②第二期計画提供量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2024年度実績は見込み値



■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の動向をみながら、事業実施について検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の動向をみながら、事業実施について検討を行います。

⑤ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後の需要動向をみながら、事業実施について検討を行います。

⑥ 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保目標量	5	5	4	4	4
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○外ヶ浜町こども家庭センターが主体となって、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせ、妊婦や配偶者等に対する面談等から情報提供や相談等を実施します。

⑦ こども誰でも通園制度

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■こども誰でも通園制度の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	－	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。 ○ 乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する

⑧ 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	12	5	5	4	4
②確保目標量	12	5	5	4	4
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○実施担当者（助産師、保健師）が利用者の自宅を赴き、退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等の支援を実施します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

国において平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

また、「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末で終了となりましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられ、引き続き計画に盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができるかとされています。

(1) 放課後児童対策パッケージの趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況である。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、本町には放課後児童クラブはありませんが、学童教室及び放課後子ども教室を2地区（蟹田地区・三厩地区）で実施しています。
- 学童教室は1～3年で52人の利用者がいます。
- ニーズ調査結果から「放課後児童クラブ」の利用（希望）状況を見ると、就学前児童では9.1%の利用希望、小学生では11.5%が利用しています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	31	24	23	17	17
1年生	14	6	9	5	7
2年生	9	12	6	8	5
3年生	8	6	8	4	5
②確保目標量	31	24	23	17	17
1年生	14	6	9	5	7
2年生	9	12	6	8	5
3年生	8	6	8	4	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

《参 考》

■ 学童教室（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	31	24	23	17	17
②確保目標量	31	24	23	17	17
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 現在、本町には放課後児童クラブはありませんが、学童教室及び放課後子ども教室を2地区（蟹田地区・三厩地区）で実施しています。
- 学童教室は4～6年で24人の利用者がいます。
- ニーズ調査結果から「放課後児童クラブ」の利用（希望）状況を見ると、就学前児童では利用希望がなく、小学生では15.1%が利用（希望）しています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	20	17	13	12	9
4年生	7	6	4	5	2
5年生	8	7	6	4	5
6年生	5	4	3	3	2
②確保目標量	20	17	13	12	9
4年生	7	6	4	5	2
5年生	8	7	6	4	5
6年生	5	4	3	3	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

《参 考》

■ 学童教室の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	20	17	13	12	9
②確保目標量	20	17	13	12	9
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○需要動向をみながら、引き続き代替事業を実施します。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深

め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

2026（令和9）年度から2030（令和12）年度の5年間において、本町におけるすべての子どもと家庭を対象にした子ども・子育て支援に関する様々な施策を集中的かつ計画的に推進していくために、行政機関はもとより町民、社会福祉協議会、地域の子育て関連団体、NPO・ボランティア団体及び事業者と協働し、この計画に示した基本理念の実現を目指していきます。

2 計画の公表及び周知

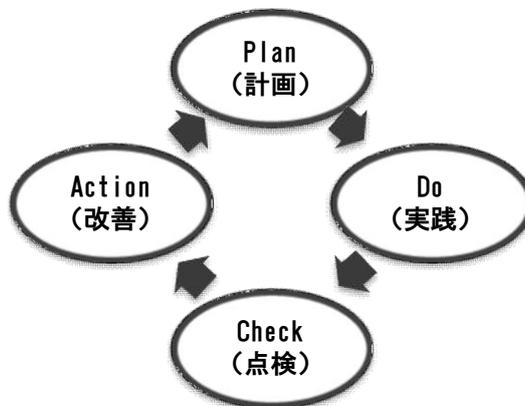
計画の目標を達成するためには、福祉課を中心とし全庁的に施策を展開し、その内容をホームページ等により町民及び関係機関に対して周知徹底を図ります。

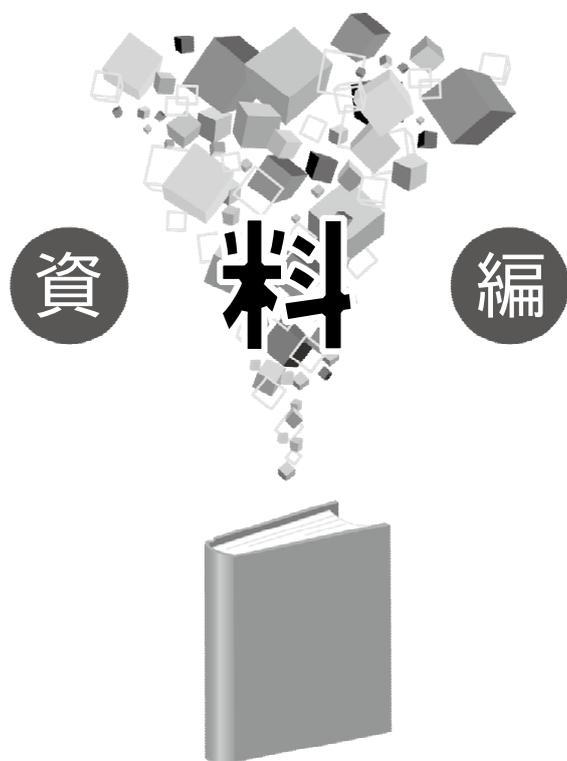
3 計画の評価と進行管理

計画は、期間内においてこども支援の仕組みづくりを定着させ、基本的な仕組みが機能することが重要となります。これらを踏まえ、施策や事業の中で運用上の改善点等を定期的に確認し、計画目標達成に向けて、利用者本位のPDCA（計画立案→実践→点検→改善）サイクルの確立を目指します。

計画が円滑に実行されるよう、「外ヶ浜町子ども・子育て会議」へ施策の進捗状況や二一ズ事業量に対する達成状況を報告し、委員からの施策への評価結果をもとに計画全体の点検と施策内容の見直しなどを行います。

■ PDCAサイクル図





資料編

1 外ヶ浜町子ども・子育て会議

(1) 設置条例

平成25年9月20日
条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び子ども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、外ヶ浜町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務

(2) 外ヶ浜町子ども計画(本町の子ども基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画をいう。)の策定及び変更に関する事項の調査審議並びに子ども施策(同法第2条第2項に規定する子ども施策をいう。以下同じ。)の推進に関し必要な事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 教育、保育及び子育て支援の関係者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年6月11日条例第23号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

任期：任期：令和8年3月31日まで

団体・役職	氏名	団体・役職
会長	鷲岳孝子	風のまちこども園 園長
副会長	熊谷三榮子	保育士経験者
委員	金澤真奈美	外ヶ浜町教育委員会 委員
委員	鷲岳陽子	風のまちこども園 事務長
委員	工藤彩乃	保護者代表
委員	石岡明沙実	外ヶ浜町子育てサークルがちくらぶ 代表
委員	小林辰徳	保護者代表
委員	工藤樹里	保護者代表
委員	木浪崇博	保護者代表
委員	松尾健治	外ヶ浜町校長会会長
委員	沼田睦子	外ヶ浜町民生委員児童委員協議会主任児童委員
委員	平井郁代	外ヶ浜町民生委員児童委員協議会主任児童委員



外ヶ浜町 こども計画

発行日 2026（令和8）年3月

発行者 外ヶ浜町 福祉課

住 所 〒030-1308

青森県東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田 43 番地 2

外ヶ浜町総合福祉センター などわーる内

T E L 0174-22-2941 F A X 0174-31-1060

U R L <http://www.town.sotogahama.lg.jp/>

